

第一百一回 参議院農林水産委員会會議録第二十四号

昭和五十九年七月十日(火曜日)
午後一時三十分開会

委員の異動

七月七日

辞任

安永 英雄君

補欠選任

菅野 久光君

出席者は左のとおり。

委員長

谷川 寛三君

理事

川原新次郎君

北 修二君

最上 進君

藤原 房雄君

委員

大城 眞順君

岡部 三郎君

熊谷太三郎君

坂元 親男君

竹山 裕君

初村滝一郎君

星 長治君

水谷 力君

森田 重郎君

稲村 稔夫君

上野 雄文君

菅野 久光君

刈田 貞子君

下田 京子君

喜屋武眞榮君

國務大臣

農林水産大臣

山村新治郎君

政府委員

厚生省生活衛生局長

竹中 浩治君

説明員

事務局側

常任委員会専門員

安達 正君

厚生省生活衛生局長

玉木 武君

局食品保健課長

市川 和孝君

厚生省生活衛生局長

局食品化学課長

田中 宏尚君

後藤 康夫君

井上 喜一君

関谷 俊作君

柳瀬 欽也君

石川 弘君

角道 謙一君

本日の会議に付した案件

○農林水産政策に関する調査

(米問題等に関する件)

○昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(谷川寛三君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る七月七日、安永英雄君が委員を辞任され、その補欠として菅野久光君が選任されました。

○委員長(谷川寛三君) 農林水産政策に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○稲村稔夫君 私は、本日特に米の五十三年度米

の安全性の問題と、それから韓国米の輸入問題、それにこれからの需給の関係についていろいろとお伺いをしたい、このように思っているわけでありますが、通告をいたしました予定の質問の前に一つお伺いをしておきたいと思うことは、実は、きょう午前中に、昭和五十九年度の「農業観測」という資料が配付をされたわけでございます。それで、これをそれこそ中を細かくまだ精査をさせていただいていくわけではありませんが、さうと見たところでは、これまでの国会における、いろいろと需給を中心にして、特に韓国米の輸入問題等もあつていろいろと議論になつてまいりました点というのがこの中ではどういふふうにとらえられているのか。

第一は、いづれにいたしましても、韓国からの米を、輸入であるか貸付米の返済であるかという議論は別にいたしまして、とにかく外国の米に依拠しなかりなぬという事情が出てきた。こういう問題は反省点として今後のことにもちゃんと入つていかなきゃいかぬのじゃないか、そんなふうにも思いますし、また、大臣が作柄のぐあいをいながら今後の減反にも弾力的に対応していくという御答弁を、これは総理も含めての政府の見解という形として表明をされているわけでありまして、ところが、このものを見る範囲の中では、何かそういうことに一切触れていないで、むしろ稲の生育の方がこのところちよつと取り返して順調な生育を見せている、というふうな記述はあるけれども、その辺のところは全然盛られていないというところがちよつと私には奇異に感ずるのであります。ただ、この本が多分印刷をされた時期、原稿の時期などを考えてみると、あるいは原稿の時期にはまだということだったのかも知れないと思ふのですけれども、そうすればただ配つてくるのではなくて、何かその辺のところを、この中ではこうなっているけれどもこうだというくらいのも

のがあつてしかるべきなのではないか。そんなふうにも思ふのですけれども、その辺はいかがでございますよう。

○國務大臣(山村新治郎君) きつとその本をつくつて終つた時点で、私と総理の弾力的なというのが出てきたのじゃないかと思ひますが、製作者等も呼びまして、今先生の言われましたところもひとつ注意して、もしあれでしたらお配りした先にまた別のもの、別のものというか、追加した書類でもお持ちしながら御説明するようなぐあいにしたいと思つております。

○稲村稔夫君 印刷の関係というのは私もわからぬわけではありませんがあれですが、要はその国会の論議等があつたわけでありまして、それだけに、こういう資料を配付するときにはそれがいい、今後はそういうふうな配慮をしていただきたい、そんなふうにも思います。同時にもう一つ、これは確認になりますのであれですが、さうすると、今までの国会でのいろいろと御答弁をいただいたことを私も受けてとめて今後に対処していつてよろしうございます。

○國務大臣(山村新治郎君) 何遍も御答弁申し上げましたが、第三期対策につきましては、本年度の作況を見た上で弾力的に運営するということはつきり申し上げられると思ひます。

○稲村稔夫君 せひ、こしもいろいろと心配をされておりますので、特に稲の生育が今の時期にいいときには、秋にはむしろ倒伏が多いとかいろいろな心配もあるわけでありまして、それだけにせひそのことをきちつと踏まえていただきたいというふうにも思ひます。

そこで、ちよつと順序の方があれなのですけれども、厚生省から生活衛生局長に御出席をいただいておりますので、特に五十三年度米の安全性の問題と、韓国米の安全性のチェックの問題等につ

そこで、局長はそれこそ医学の関係ではスペシャリストでいらつしやと思いますので、それだ

けにいゆる行政マンとしての形、考え方というよりも、むしろそういう科学者としての立場からいろいろとお考えも伺いたいというふうに思うのであります。今WHOのお話がありましたけれども、その国際基準については、例えば臭素の残留量が五〇ppmという基準量になっていて、そこから割り出して一日一キログラム当たり一ミリグラムですか、そういうまた摂取量についてのあれがあるわけだと思ふのです。そのことが適切である、このように判断をされたということになっていくわけでありまして、その判断をされたその根拠といえますか、例えばWHOのそういう出された基準が適切であるという何かいろいろ科学者としてもちろんなって、そのデータに基づいて科学者としてもちろんなってそれをとらえて、そしてその判断をされたのではないかと思いますけれども、その辺の根拠はどんなところになりますか。

○政府委員(竹中治治) WHOの委員会での五〇ppmという基準の設定、あるいはそれらを参考にいたしまして私どもの食品衛生調査会でも、やはりこの際、五〇ppmを暫定基準とすることが適当であるという判断をされたわけでございますが、五〇ppmに至るまでのいろいろな議論があるわけでございます。

臭素と申しますのは、先ほども申し上げましたように、海藻その他多くの食品の中に存在するものであり、かつまた、睡眠剤等に医薬品として使用されておる歴史が非常に長いものでございまして、臭素そのものについてはよく知られておるわけでございます。そういった人間に対する臭素の作用の最大無作用量と申しますか、作用を起こさない一番大きな量というものを踏まえまして、それからおおむね十分の一ぐらいの安全度を見まして、一人一日当たりプロキロー一ミリグラム、五十キログラムの体重であれば五十ミリグラムというように一日最大許容量というものが設定をされたわけでございます。

この一日最大許容量を踏まえまして、臭素そのものの問題、それから臭化メチルが分解をいたした

ましたもう一方のメチルがたんばく質にくっつく、あるいは一部でん粉にくっつくというような問題がございまして、それらを含めてその一ミリグラム、プロキロー一ミリグラムから、さらにそういういったものを含めた安全度を見て五〇ppmという基準が設定をされておるといふことでございます。

○稲村稔夫君 そこまでの御説明は私どもも何回もいろいろな形で伺っておりますが、私はむしろ、そのWHOのなりの設定をした基準が適切であるかどうかというのを科学者として御判断になる、そういうデータはお持ちだったのですか、そして、例えばそういう中で臭素についての慢性毒性試験だとかなんとかというともやられていたのでしょうか、それに基づいてWHOというのが決めたのでしょうか。それからさらに、WHO自身がいろいろと、そのほか科学の進歩の中で、知識のふえていった中で基準値を再検討するというようなことは今までほかのものでそういう例はなかったのでしょうかというふうなことも含まれて、いろいろとWHOの決定を適正であると判断した、その根拠について私は伺っているわけでございます。

○政府委員(竹中治治) WHOでの検討、あるいはWHOでは先ほど申しましたように一九六六年以降、六、七回にわたって毎年のように検討が続けられておるわけでございます。それはそれぞれ提出された実験結果に基づいて議論が何度も行われておるわけでございます。私個人と申しますよりは、私どもの食品衛生調査会がそういう五〇ppmの議論を踏まえて五〇ppmで大丈夫だと、そういう食品衛生調査会の御結論は私どもも極めて妥当なものであると考えておるわけでございます。

○稲村稔夫君 どうもはつきりしないのであります。それで、皆様さんの方でそのWHOの基準が妥当であると判断をされたその資料について、これだけであつておるといふいろいろと時間を食ってしまふのでありますが、私も勉強をさせて

いただきたいと思ひますので、後ほど資料として私にいただきたいと思ひますが、よろしくお願ひをいたします。

それで次に、そこで小麦には五〇ppmという基準があつたのに、米にはそれはなかつたということ。ところがこれも衆議院の予算委員会の中で、今度はこれは上村論文というのでしようか、質問の中でそれが出てきたのに対して、竹中局長の方から、それにある平均値である四〇ppmを中心にして何か御答弁がされたように、ある雑誌に紹介をされて、それで私も改めてそのときの議事録も拝見をさせていただいたわけでありまして、そうすると大体雑誌に紹介されている内容のよう

に私も受け取られるわけでありまして、そこで、その論文には最高値が既に六二ppmというのが掲載されているわけでありまして、そういう中で局長がこう平均値でだけ答弁をされたということには何か私も釈然としないものが残りますけれども、その辺は何かがなのでしょうか。

○政府委員(竹中治治) 予算委員会でも平均四〇ppmのものでどうかというふうなお話がございます。まして、いずれにしても現段階では国民の健康上問題はないと考えておるといふ趣旨の御答弁をしたと思つております。

先ほど申しましたように、臭素につきましては、一日最大許容量が一ミリグラムでございますが、例えば七〇ppmの米を三百グラム食べたというしまして、それは二十一ミリグラムになるわけでございます。一方、一日最大許容量がプロキロー一ミリグラムでございますので、五〇というところ、米以外から摂取されるいろいろな臭素を勘案いたしまして臭素の一日最大許容量からは相当下回つておるといふようなことを踏まえまして、四〇ppmあるいはその前後のものについては健康上心配はないという趣旨の御答弁をしたと記憶をいたしております。

○稲村稔夫君 私は、いずれにしても米の問題は、こういうふうな問題になつてきた時期、少なくともかなり高いものが検出をされるという、

そういうものがわかつてくる時期なわけでありまして、それだけに答弁についてはもう少し慎重な答弁をしていただきたい、こんなふうにも思うわけでありまして。

これも過ぎたことを幾ら申し上げても仕方ありませんが、いずれにいたしまして私はこの米の安全性、特に臭素の問題についてはやはり疑義が残つております。このことは後ほどまた、さらに細かくは担当の課長さんからでもいろいろ伺いたいというふうに思つております。

そこで、こうして国内産米でも非常にいろいろと問題が起こつたわけでありまして、そこへ今度韓国米の緊急輸入というふうな話が出てまいりました。それだけに韓国米についても私は実は安全性についていろいろと心配をされているわけでございます。この辺は今度は食糧庁とかかわつてくるわけでありまして、まず食糧庁の方からお伺いをして、厚生省のお考えをお聞きしたいというふうにも思ふわけでございます。

新長官、引き続きをされまして、今、韓国米の輸入のいろいろとあれをやつておられるのだと思ひますけれども、安全性に限定をしておられるのだと思ひます。前長官は衆議院の農林水産委員会の中で、こちらに着く前に韓国でチェックをいたしますというふうなことを答弁をしておられるのでありますけれども、その体制はどのように今されておりますか。

○政府委員(石川弘君) 韓国から返還されます米の安全性の確認でございますけれども、韓国側の協力を得まして、船積みをしていまして、これを農林省の残留性等の検査をいたしまして、問題がないというところを確認した上で受け入れるという方針でございます。現在そういう方向で韓国の方とお話し合ひをしております。そういう結果を踏まえまして、また、厚生省ともよく御相談をしまして、今申し上げましたような形で安全性を確認した上でこちらに入るようにさせたいと思つております。

○稲村稔夫君 その韓国の場合、それはこちらか

らだれかが行ってそれをやられるのですか。それとも韓国の方にお任せをするという形になるのでしょうか。

それから、何と何をチェックされるのでしょうか。

○政府委員(石川弘君) 現在、最終的な詰めをやっているわけでごさいます。ごく細部のところまでまだ決定したわけではございませんけれども、検体の採取等については方法を定めまして、間違いないその代表性のある検体を出してもらうというようにもやるつもりでございますし、それから検査の項目等につきましては、日本の政府において日本の食品の安全という観点からチェックすべき項目につきましてはこれが完全にできるような項目についてチェックをいたすつもりでございます。ここ数日中にそういう最終的な詰めができると思いますが、現在は申し上げましたようなことができる体制をつくるということで話を進めております。

○稲村稔夫君 何と何をチェックされるか、これは非常に重大な問題なのであります。それで、こちらからチェックの項目は言わないのですか、具体的に何と何をチェックするかということ。

○政府委員(石川弘君) 食品衛生法でチェックすべき項目につきましては、これがチェックできるような形にしてございます。

○稲村稔夫君 それは使用農薬ということについてですか、それともそのほかのことについてですか。

○政府委員(竹中浩治君) これはどういふものについて最終的に検査をするかどうか、現在、農水省といろいろと詰めをいたしておるわけですが、とりあえず今私どもが考えておりますのは、国内で規制をいたしております十二種類のもの、それからそれ以外に水銀等主なものについてチェックをしたい、それから農薬というところで問題にもなっておりますので農薬についても検査をしたい、これが現在の厚生省の考え方でございます。そういうものを中心にいたしましてこれ

から食糧庁と詰めていきたいと考えております。

○稲村稔夫君 そうすると、厚生省の方からいろいろと御助言をいただいて、そして農水省が、食糧庁が対応をしていくという形になりますね、そのチェックの体制の中では。

それで、今挙げられましたが、チェックの対象は、そうなる農薬だけではなくて食品衛生法に言われているすべてのものについてチェックをするということになりますか。

○政府委員(竹中浩治君) 韓国で使用されております農薬あるいは貯蔵の方法、そういったことを今農水省を通じていろいろと情報の提供方をお願いいたしておるわけでごさいます。それらを踏まえて米の安全性という観点から必要な検査をする。したがって、国内規制の農薬十二種類はもうございまして、それ以外に使用される可能性のあるものとして水銀系のものでか、いろいろあると思いますが、それは向こうの使用状況の情報を提供いただきまして、それに基づいて考えられるものについてやっていきたいというところでごさいます。

○稲村稔夫君 韓国の方の論文は我々が読めるものというのが余りないわけですからなかなか面倒でありますけれども、でも中には、かなり韓国の土壌汚染とそれから河川、湖沼の汚濁、汚染という問題を問題にしたものがございます。そういうあれを見てもいいと思います。特に農業排水の影響とそれから工業排水の影響と両面があるように判断をされるものが書かれております。そしてしかも、特にソウルの周辺の農村地域でカドミウムあるいは水銀、鉛、砒素というようなものの汚染について触れられているものも、本当に細かいデータがないからはっきりわかりませんが、いたるなりものがあるというのを書かれたりしているわけでありまして、そうすると、いわゆる農薬と貯蔵の方法等だけではいけないので、要するに土壌汚染やそういうものから出てくるそういう危険性というものについてもこれはチェックをする必要がある、そんなふうには私は思うのですけれども、その辺は厚生省としてどういふふうにお考えですか。

○政府委員(竹中浩治君) 一般に議論をされる今お挙げになりましたような重金属その他の問題でございまして、これらも現地の状況をできるだけ把握をしていただきまして、その情報によつて検査をする必要があるかどうか、これはひとつよく判断をしたいと思ひます。

○稲村稔夫君 農林水産省の方に伺いますけれども、その辺の土壌汚染の問題、その辺の土壌汚染はどの程度お持ちになっておりますか。

○政府委員(関谷俊作君) 農薬の関係でございまして、これは農薬の使用、臭化メチル等、こういうもので農薬を使ったえきを連続投与しました動物の実験をする、そういうことで安全性を確認する。臭化メチルにつきましてはこの連続投与によりまして動物実験によりまして安全性……

○稲村稔夫君 今そのことを聞いていたのじやない。韓国の土壌汚染や河川の汚染を情報としてどういふふうにしての程度とらえているか、こういうふうには聞いています。

○政府委員(石川弘君) 今御指摘のような産地の土壌条件というところまで私どもは現在はいくく一般的に得られる情報のほか、どういふ農薬を使い、どのような栽培をしているかという点についてはかなり詳しく調査をいたしておりますが、今先生御指摘のように、特定の地域に特定のそういう土壌汚染問題があるというところでございます。むしろこの産地の生産物であるかというところはわかるわけでごさいますので、その辺のこともできれば情報収集をしてみたいとは思つております。

○稲村稔夫君 これも厚生省の方にあれでございまして、食糧庁長官が今そういうふうにお答えられましたが、韓国では今そういうふうな心配が、例えば今私が挙げた論文は、漢江というので

しようか、ソウルの近くを流れている川です。その流域のことについて触れていまして、そのほかにもいろいろあるというふうな話を聞いております。土壌汚染の問題はかなり深刻だという学者の話もあります。そういうことになりませんが、そうすると、その辺は食糧庁は今まで御存じなかった、そういうことは調べておられなかった、土壌汚染とかあれの問題はということですが、当然厚生省のお考えとしては、その辺は積極的に食糧庁の方にお願いいたさうように提起をされるのだらうと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(竹中浩治君) 食品衛生法上どうしてもやらざるを得ないのは、先ほど申しました農薬の十二種類、それから今回のに絡みまして臭化メチル等々でございまして。一般的なカドミウムの土壌汚染という問題につきましては、これは我が国でもそうでございまして、極めて限定された地域に起こる問題でございまして、そういう点で、食糧庁長官から今お話をいただきましたが、カドミウム鉱山その他、特に汚染が考えられるような地域の産地であるということであれば、これは当然ppmという、これも暫定基準でございましてあるわけでごさいますので、それにのっとつて検査をしていただく必要があるということでごさいます。

ただ、一般的に韓国全体がカドミウムに汚染されておるというふうには理解をいたしておりませんので、個別の限定された地域の問題として必要があるかどうかという判断をいたしたいと思ひわけでごさいます。

○稲村稔夫君 いや、限定された地域について必要があるかどうかというふうなお答えでは、それは困ると思うのです。というのは、現実にはそういうものがある地域についてはやはりきちっと検査をするということにしたいだかなければ、例えばカドミウム汚染がある地域ではあるけれども、それを検査するかどうかかわからない、こういうことなのですか。

○政府委員(竹中浩治君) 先ほど食糧庁長官がお

つしやいましたように、いろいろ情報を集めまして、ここにもし飯にカドミウムの土壌汚染がある、たまたまその地域からの産米であるというこ
とであれば、これはもう先生おっしゃいますよう
に検査をしなきゃならぬ、当然だと思ひます。

○稲村稔夫君 わかりました。

いずれにいたしまして、重金属汚染というこ
とになるとこれはまた問題が大きいわけでありま
すし、それから国内に入ってから検査という体
制、そこで問題が起こったというのではいろいろ
とまた問題もありましよう。が、しかし、厚生省
としては、当然入ってきたものについてはやはり
今度は独自でチェックをするという体制が必要
のだと思ひますけれども、その辺はいかがです
か。

○政府委員(竹中浩治君) 食品衛生法というこ
とで限定して考えますと、これは荷揚げをする輸
入港におきます食品の検査、一般的な輸入食品の
検査というものの対象になるわけでございまして、
そういう意味で私どもが責任を持っております。し
かし、米ということでございまして、食糧庁もい
ろいろ検査機能をお持ちでございまして、食糧
庁として事前に、あるいは入港時においても可能
な限り検査をやつていただいて、私どももそれに
協力をしていくという体制でまいりたいと思つて
おります。

○稲村稔夫君 いずれにいたしまして、事国民
の健康にかかわる問題でありますから、二重にも
三重にも留意をしていただいて安全弁を考えてい
ただきたい、そのことをぜひお願いをしたいと思
うのです。食糧庁の方も、今も指摘をいたしまし
たようなことがありますし、我々にはその点では
極めて資料不足であります。国内でいろいろとそ
ういうことを調べてもらおうと思つても、今国内
で調べるのは大変資料不足であります。それだけ
に不安が大きいのであります。ですから、そうい
う危険性のないように、今の土壌汚染、河川の汚
染というような問題についても十分に調査をして
対処していただきたい、このように思ひますが、

いかがですか。

○政府委員(石川弘君) 極力情報の収集に努めま
して、安全という問題で消費者の方々に御不安の
ないようになりたいと思つております。

○稲村稔夫君 それはぜひそう願ひをいたした
いと思ひます。ということは、韓国米が入ること
に賛成をして申し上げているのではありません。

我々が反対だと言つても、食糧庁はお入れにな
るのであります。お入れになるという場合に
は、ぜひ、少なくともそういうことにはきちつ
としていただきたい。そして、それは厚生省の方
もその辺は万端漏れなきようにきちつとその体制を
つくつていただきたい。そのことを心から願うわ
けであります。厚生省の局長、お忙しいところ
を来ていただきましたので、局長にはこの程度に
させていただきます。お帰りのために結構であ
ります。ありがとうございます。

そこで、きょうは需給問題も聞きたいのであり
ますが、それは後の方に回して、今安全性に入り
ましたので、続いて安全性についてお伺ひをして
いきたいというふうに思ひます。

そこで、厚生省にお伺ひをいたしたいと思ひま
す。

メチル基、臭化メチルは、これはそれこそ御承
知のように大変浮気なものと云つたらいいの
でしようか、どちらか遊離しやすいという格好の
ものになつていけるようでありまして、特にメチ
ル基はいろいろとほかのものに、特にたんばくに結
びつくというところはいろいろな論文にもありま
すし、それからまた課長も衆議院の委員会でもい
ろいろと御答弁になつていられるわけでありま
す。し、その中でメチル基の行方というものを追
求する必要をなぜ全然お考えにならなかつたので
うか。この辺はやはり私は疑問が残りますので、
そこをこのところをお答えいただきたいと思います。

○説明員(市川和孝君) お答え申し上げます。
臭化メチルは蒸気に用いた場合、一部が臭素と
メチル基というふうに分解していくという点は先
生御指摘のとおりでございます。このメチルの方

の部分につきましては、確かに一部の反応生成物
というものについてはこれまでにも分析されたとい
うような結果もございしますが、これら全体を日
常的監視というように目的でチェックするという
適当な方法というものは、まだ今のところ確立さ
れたとは言いがたい状況にあるのではないかと存
じます。この点につきましてはWHOの委員会でも
議論はされていられるわけでございしますが、なお
行政目的と申しますか、そういう目的で利用できる
ような適当な方法というものはまだないというよ
うなことが報告されていることもございします。

もう一つは、やはりこのメチル基というものの
反応が臭素の残留というものとほぼ並行して起こ
るということから、WHOの方でも、臭素という
ものを指標として分析していけば、そこに生じて
いるメチル化物、メチル化反応というものが量的
にとらえられるのではないかと考えて方をとり
まして、この臭素というものが比較的検査しやす
いと申しましようか、比較的検査が容易であるとい
う観点から、この臭素を指標としてとらえてい
るわけでございします。今回、私どももこのよう
な考え方に立ちまして、臭素というものをとらえて
分析をしたということでございします。

○稲村稔夫君 同じお答えが衆議院の方の段階で
もあつたようでありますが、要するにメチル基の
それだけのあれを同定していくには、まだそれな
りの技術水準では出ていないところがある、しか
し微量であるから、言つてみれば無機臭素を一つ
の基準にして考えていけば安全性がある程度判断
できる、お答えはこういうことなのだと思うので
す。

ところが米につきましては、OH⁻が特にほか
の場合よりも別の形で存在する可能性というの
があると思ふのです。といひますのは、これも事
前に申し上げた論文の中に、白石さんたちのやら
れた論文というのをきのうコピーをしていかれた
ら、あるいはごらんになったかもしれませんが、
でも、その白石さんがやられた実験の中で、一番
最後にこん包材料について触れていいます。このこ

ん包材料では、麻袋だとか紙だとかの場合はメチ
ル基の存在は余り多くないようだけれども、だ
がサランについてはかなり大きいということが放
射性炭素の追求で一応実証されたという形になる
わけですね。現在はサランの袋というのは、私の新
潟県あたりでいきますと大体二割程度しか使われ
ていないようでありまして、麻袋が大体五六、七
割くらいですから、後はほかの材ということにな
る。

大体サランというのは二割くらいですけれど
も、五十三年度産米のころというのはまだ二割くら
いサランの袋が使われていたのではないかと
ふうに思ひます。そういたしますと、この時代に
はサランの袋に入れたものが倉庫に保存されて
いて、そして臭化メチルの蒸気を何回も受けてい
る。メチル基は袋の部分にもかなり吸収されると
いう形になつていける。これがまたさらに、米の中
にある何らかの物質と結びつきながら新しい物質
を生成していくという可能性もないわけではな
いでしょう。その辺のところは私は大変気になる
わけでありまして。

時間もございせんから、私の気になつてい
る部分を先に申し上げていきますと、例えば醸造試
験所の皆さんがやられた実験の中で、臭化メチ
ルで蒸蒸した中古米を使つて酒をつくるのと大
変臭い。その酒のにおいの原因を追求していつたこ
ろが、それはDMS、つまりジメチルスルフィ
ドという物質だということがわかつた。そのジメ
チルスルフィドそのものはないけれども、臭化
メチルで蒸蒸した米には非常に大量にジメチル
スルフィドに転化をします、つまり前駆物質が大
量にあるということをつきとめたという論文もあ
ります。このことは、かなり慎重ないろいろな検
査をしていましてのことであると思ひます。

こうした変化というものは、実はそのことだけ
ではないかもしれないけれども、OH⁻もそうい
う変化に一役買つていけるという可能性もないわ
けではないでしょう。この辺のところはいろいろ
ことがやはり未明のものとして、まだ我々にはよ

くわからない部分というものが結構あるものであ
る。それに疑いを持っていろいろな形で、今同定
できる技術を駆使していろいろなことを検査して
みるということが必要なのではないだろうか。

例えば、今できてくる新しい物質についても、
これが人体に影響があるのかないのかというよう
なことについてやはり検査をしていく必要がある
のではないだろうか。その辺のところのチェッ
クというものを今まで考えられたことがあるので
しようか。これからその辺のところはいろいろと
また研究をしながら対応策を考えていかれるおつ
もりがあるのでしょうか。その辺のところは今後
の健康管理の問題で極めて重要でありますから、
お考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○説明員(市川和孝君) 先生ただいま御指摘のよ
うに、私も、現在の段階で包装材料というもの
に起こる変化というものが、さらに米に影響を与
えるかどうかという点については知見を
持ち合わせていないわけでございます。あるいは
ジメチルスルフィドというようなものができる
前駆物質が、蒸蒸をした場合には米の中にでき
てくる。この点は従来小麦などでもかなり研究が行
われておりまして、このようなものができるとい
うことは既に報告をされているわけでございます。
従来、安全性というものを考えるための実験と
いうのは蒸蒸いたしました小麦などのような穀類
を食べさせた実験で行われているわけございま
すが、私もこれはこれまでのWHOにおきまして評
価あるいは食品衛生調査会におきまして御意見等か
ら、現在の段階で安全性の問題があるというふう
には考えていないわけでございます。

ただいま先生から御指摘いただきました点につ
きましては、さらに私もとして研究者の意見を
聞いたり、あるいは関係の省庁とも相談しながら
検討してまいりたいと思ひます。

○稲村稔夫君 さらに、動物実験について市川課
長はテレビでも発言をしておられましたし、それ
から国会の答弁の中でもちよつと触れられており
ます。その辺についてもまだいろいろと私はその

面では伺いたいものが残っておりますけれども、
きょうは実は時間がもう十分にありませんので。
また、食品の安全ということでは、今後とも農林
水産委員の一人としても生産の側に立つてやはり
大きな責任がありますので、いろいろ伺つてい
く機会があるかと思ひます。それで、きょうの
ところはあと一点だけ伺ひをして厚生省の方は
終わりたいと思ひます。

そこで、ちよつと飛躍をするように聞こえて申
しわけありませんが、先ほどの白石さんの研究の
中で、メチオニンとこれがよく反応をして、そし
てメチオニン・スルフォニウム・メチルプロマイ
ドという物質ができるのではなからうかというよ
うな、論文の中にそういうことが触れられており
ます。

そこで、メチルプロマイドがほかの物質と結び
ついて、これは微生物学的な効力についての実験
なんかもちよつとやっておられるようでありま
す。こういう形の中では余り影響がないというの
かもしれないが、いづれにしてもそのメチルプ
ロマイドという形で物が残っているということに
もやはりちよつとひつかかることがあるます
し、それから仮にメチルプロマイドそのものが、
今度は検出をされなかつたというふうに言つてお
られるわけでありまして、もし検出をされる、残
留をされているということになると仮定をいたしま
すならば、食品の中にそういうものがあるという
ことになりまして、私はそれこそアミノ酸と
非常に積極的に結合するという性格があるという
ふういふ言われてますだけに、DNAあるいはRNA
A等に影響を与える。つまり遺伝子を傷つける
というふういふ可能性というものは皆無なのでし
ょうか。これは素人のそれこそ杞憂にしかすぎなけ
らる幸いなのですけれども、課長も医学の方をい
ろいろとやっておられたようでありましては考えら
れるものでしょうか、どうでしょうか。

発がん性の物質としてメチルプロマイドがオラ
ンダの研究などでは確認をされた部分があるよう

でありますから、それだけにそういう可能性とい
うものがないのだからかということが懸念をされ
るのですけれども、心配ないということになりま
すか、どうでしょうか。

○説明員(市川和孝君) 先生御案内のとおり、臭
化メチルは毒性をいたしましては非常に揮発性が
高いという点でございまして、そのものとして
蒸蒸した食品中に長期間残留するということは考
えにくいのではないかと存じます。また、今回の
検査結果でも臭化メチルは検出されなかつたとい
う結果になっておるわけでございます。

ただいま先生御指摘のとおり、やはり臭化メチ
ルというものが食品中に残留するということは決
して好ましいことではないというふうには私も
思ひますので、今後さらにその分析方法等につ
きましてより精度の高い方法といったものにつ
きまして検討を進めまして、食品の安全性確保とい
うことに努めてまいりたいと思ひます。

○稲村稔夫君 いずれにしても、検出限界値
というものは私自身も厳しくあれでござい
たい、それこそ技術開発も積極的にやつていただ
かないと、危険なものではそれが微量であつても怖
いという点になりますので、ぜひその辺は積極
的な取り組みを厚生省ではお願いをしたい、そのよ
うに思ひます。

以上で厚生省の方は結構でございます。ありが
とうございました。

そこで、あと少し生物学的な観点から伺いたい
というふうに思ひます。これは農水省の関係だろ
うと思ひますので、お伺ひしたいと思ひますが、
お願いをしておりますお答えをいただく方は出
席していますか。

それじゃ、メチルプロマイドで蒸蒸した米の発
芽試験というのはいまはありましたか。

○政府委員(石川弘君) 過去におきましてそうい
う検査をしたことはございまして、昭和五十四年か
ら五十六年度にかけまして実施をいたしました米
穀の品質保全のための保管技術研究試験というの
がございまして、その中で発芽試験をいたしてお

ます。
○稲村稔夫君 それじゃどのくらいになってます
か。

○政府委員(石川弘君) これは五十四年にやつた
もので申しますと、収穫直後につきましては一〇
〇%の発芽をいたしておりますが、一回蒸蒸をい
たしました後は九〇を若干割るような、平均しま
すと八七、これは個体によつて違ひますけれど
も、九〇を若干割るような数字が出ております
て、二回蒸蒸後は、これも非常にばらつきがござ
います、大体三十数%まで発芽の成績が落ちて
おります。

○稲村稔夫君 二回目で三十数%ですね。これは
プラス、マイナスはついていますが、その結果
は。

○政府委員(石川弘君) これは三つの産地でやり
ましたものの平均値で今お答えしたわけござい
まして、物によつてかなりの振れがござい
ます。

○稲村稔夫君 後でそれじゃぜひ資料を下さい。
ちよつとその伺つた平均値だけで聞いていたの
はということもあります。正確に事情を知るには
プラス、マイナスの分もある程度知らせていただ
きたいと思ひます。

そこで、とにかく蒸蒸を重ねることによつて発
芽率がぐんと落ちるということになるわけだ
が、これは生物学的に言うとうどういふことにな
りますか。死を意味しますか、休眠を意味しま
すか、その辺のところはどうなりましようか。

○政府委員(石川弘君) 私もそういう御質問があ
るといふことをちよつと伺つたのでございま
すが、この検査をやつています観点は、どうやら低
温とそれから常温というものを並べましてどうい
う発芽率の検査をいたしております、どうやら
その裏にあるものは、発芽率が高いものは生命力
が強いという頭で整理をしたのだと思ひます。し
かし、保管という観点から申しますと、御承知の
ように、片側はそういう一種の生命力の強さはあ
るかもしれませんが、病害虫にやられるマイナス
面というものもあるわけございまして、残つた

個体としますれば、御指摘のようにやはり発芽率の高いものの方が生命力が強いものであらうと思っております。

○稲村稔夫君 発芽しなくなったものは、そうするとそれは枯死したわけですか、どうなのでしょう。

○政府委員(石川弘君) 枯死というか、例えばそのこと自身がもう食物として適さないということの意味ではないかと思いますが、発芽をしないということですから、それをもとにして再び別の、別と申しますか、それにかわるべき、それを種として生産が継続できない、そういうものだと思います。

○稲村稔夫君 その死んだものが食べられないとか食べられるとかということをおっしゃるおつもりでいるのではありませんか。ただ死んだ、枯死ということになれば、そこには新たな生物関係が生まれてくるでしょう。というのは、例えば新陳代謝がわずかで進むわけ、生きていくというときには発生をしないカビが、死を意味することによって発生をしてくるという可能性というようにあるわけじゃないですか。私は今問題にしたいのは、発芽率が落ちてくるということが実はそのカビを呼ぶということについて問題にしたいわけでありです。

米のこういう場合に出てくる、想定をされるカビの種類というのはどんなものがございますか。

○政府委員(石川弘君) 古米に発生いたしますカビにつきましては、四十五年でございますが、これはいろいろ試験をしたことがございまして、その結果、ほとんどの検体からは寄生カビというものには検出されませんでした。また、黄変米菌だとかアフラトキシンといったようなカビ毒産生菌も検出はされなかったわけでございますが、大まかに低率ではございますが、カビ毒の一種でございますステリグマトシスチン、私、余り専門家でございせんので恐縮でございますが、そういうものを産生させます菌が検出されました。そういうことで、全く出ないということではございませ

せんが、ある程度のもは出たという事実がございます。私どもの方といたしましては最近時点でのカビ毒というのは実施しておりませんけれども、これは大まか、御承知のように古いものを持つておりますので、台つき米のような非常に物自身がいれば傷んでいるものの中に少量ではございますが、あるわけでございますので、そういうものの管理につきましては今後も一層注意をしていきたいと思っております。

○稲村稔夫君 カビ毒というのは、場合によつては微量の臭素よりは怖いという側面も多分に持っているわけですか。そして、今の長官の御答弁の中でも、やられた発芽試験の中で、三回目になつてくるともうぐんと発芽率は落ちてしまふ。これが現実には、五十三年度米といたせば、今はもうこれだけ経過しているのですから、その中でメチルプロマイドの蒸気回数は一ヶ月で死んだ状態になつてから倉庫の中に、しかも常温倉庫の中に随分長い期間置かれていくという経緯もあります。しかも、そういうものは表面だけではなくて、米の内部までわたつていく場合があるわけですから、精白をしても必ずしもそういうカビ毒等が完全に取られるということにはならない場合もあるわけでありです。こういうことについて、今もう大方売つてしまつて、食わされてしまつていく格好になるわけでありまして、でも、残つていくものだけでもせめて何とか手は打てないのですか。打つ気はございませんか。

○政府委員(石川弘君) 御承知のように、五十三年度米につきましては鋭意例の臭素の残留等検査しているところでございます。比較的現状がよい状況に移してはございますけれども、先ほどちよつと申し上げたように、台つき米のような非常にその物自身が劣化を起しているものもございまして、そういうものにつきましては特にそういう問題があるかと思ひます。そういう劣化したしまったものにつきましては、トン数はそう多くはございませんけれども、例えばペットのえさ

用というような形でも処分をいたしておりますので、そういういいものにつきましては申しませうか、検査をしますものについてはきちつと検査をいたしまして、間違つてもそういう御心配をかけることはないようにいたしたいと思つております。

○稲村稔夫君 カビの検査もきちつとやられますか。

○政府委員(石川弘君) 今の検査の中でも官能検査をやつてはいるわけでございます。先生御指摘のように、細部まで調べなければならぬではないかという御指摘もあるかと思いますが、できるだけそういう官能検査等を通じて、そういうものはまた私も万が一にもないと思つておりますが、注意をしながら扱つてみたいと思つております。このカビ毒だけのために別途一斉にということまでは考えていないわけでございます。

○稲村稔夫君 そうすると、もう検査は全部終わられたのですか。

○政府委員(石川弘君) まだ進行中でございます。

○稲村稔夫君 そうすると、その進行中のものについては、それではこれからカビの検査もあわせてされますか。

○政府委員(石川弘君) 全部のものを何かサンプルを徴してその発生を見る、カビを培養してみるといふような意味の検査は今のところ考えていないわけでございますけれども、官能検査で目で見て確かめてみた上で、それでわかるようなものも、極力そういう御心配をかけないような形で考えてみます。

○稲村稔夫君 目で見るようになったのでは遅いのです。私が知っている米の中に、現にもう目で見てわかるものが出てしまつています。ですから、カビといふものも相当深刻に考えていただいて、これに対するチェック体制といふものを、あと残りが少なくなつていくとそれをやっていただくということにしなければ、私は本心に心配が多

いと思うのです。本来私たちは五〇ppmそのものだつていろいろと疑義がある。そして、それがまた食糧の倉庫にあるものだけで、あとは出回つて、売つてしまつたものではしようがないという、こういうこと自身にも大変な疑問があるのです。だから、積極的にむしろそれは回収をしてもいいというくらい言つてきているわけです。それにさらにこういう新たな問題を持ち込まれてはとて迷惑だといふ感じがするかもしれないけれども、それは健康という観点からいつたら、これは大変なことなのです。だから、こういう問題でもしお気づきになつていなかったのなら、今からでも間違いない手を打つていただきたいと思ふのですけれども、いかがですか。

○政府委員(石川弘君) よく残つております米の状況その他を研究させていただきたいと思ひます。そういう状況の中で、そういうことを十分する必要があるものにつきましては、検討をさせていただきますか。

○稲村稔夫君 このことでやつていくと、もう時間が幾らもなくなつてしまつてしまつた。この安全性の問題につきましては、それこそこれから五十三年度米といふことではもう時間がなくなつてしまふかもしれない。この次にお聞きするときはみんな食べた後になつてしまつていくということになるかもしれないから、その辺は、今度は韓国米を中心にしていろいろと伺うというふうにしたいと思つておりますから、これで決着がついたというつもりではおりません。

そこで、今度は需給について伺いたいと思ひます。

これは現在の在庫量、六月末がわかれ一番はつきりと様子がわかるのでありますけれども、これが今一体総量として幾ら、そのうち主食用が幾らあるのでしょうか。それから主食用外が幾らになりますか。この主食用外といふふうに言ひましたけれども、五十三年度米で安全だといふのが正確には幾らあったのでしょうか。現在残つていく、まだ検査の進行中のものがありますから、進

行中のものを除いて現在までのところが幾らあったのか。それで、その五十三年度は主食用にどのくらい使うつもりですか。それから主食外の加工原料米としての程度使うつもりでございませうか。

それからさらに、今まで私は五十三年度米というふうに向いますと、五十三年度米それについてしか御答弁がいただけませんでした。よくよく聞いていくと、その前の五十二年度米も五十一年度米もある。以前産米なんという言葉もあるということだんだんわかってまいります。だんだんわかってきたのじゃ困りますので、とにかく私も五十三年度米と言ったときは以前産米ということと、五十二年も五十一年度米も、要するに五十三年度以前の米はすべて含んでお聞きをしようというふうにひとつ受けとめていただいて御答弁をいただきたいと思ひます。

○政府委員(石川弘君) 六月末という御指摘でございますが、そこまではちよつと進めておりませんので五月末で御答をいたしますが、主食で政府米で在庫いたしましたものが約百万トンでございます。それから、これもいわば食糧で管理をいたしております自主流通米、これにつきましては、政府米と同じ精度というのにはちよつと無理でございますので若干数字に動きがございますが、おおむね八十万吨とお考えいただきたいと思ひます。これが主食として一応頭に置いております普通の需給と申しますか、のときの私どもの供給可能量として在庫をしているものとお考えいただけます。

それから、今御指摘のありました五十一、五十二年等も含めたいわば五十三年度以前の産米として手持ちをいたしておりますのは約二十万吨強でございます。二十万吨を若干上回る量を持っております。

それから、その次の御質問の五十三年度米を主食用にどう使うかというお尋ねでございますが、需給計画を立てます際に、五十三年度米につきまして約十五万吨程度のものを充當するということ

とを頭に置いて考えていたわけでございます。これにつきましましては、御承知のように昨年の特に北海道冷害等の影響がございまして、比較的価格の安いようなお米についての需要が大変強うございまして、これは私どもの方でこれだけ充てると積極的に言う性質ではございせんけれども、既に十三万吨程度の供給を五十三年度米でいたしております。これから端境期にかけましてもある程度の需要が出てくると思ひますので、これは私、今の段階で数量でどれだけということ申し上げることはちよつと差し控えていただきたいたと思ひますが、ある程度のもはこれにさらに上乗せをして供給をせざるを得ないのではないかと申しております。これはあくまでそういう需要に對してこたえるということでございます。私どもが何かそういう方に向けて幾らというふうに考へているものではございせん。そういうふうな考え方ではこれからの操作を考へたいと思ひております。

○稲村稔夫君 どうも長官はかわつても組織が変わらないのだから御答弁は変わらないのかもしれませんけれども、今までお答えいただいていた範囲からちよつと出ているのではありませんか。

(委員長退席、理事北修二君着席)

そうすると、もう少しあれを覚えてまして、これは五月末の話でありますから、二十万吨、その後、検査の結果五〇ppm以上のものと以下のものとが分かれてきているわけでありまして、これから以降五〇ppm以下のものをどのくらい売られていきますか。主食としてはどのくらい売られましたか。

○政府委員(石川弘君) 検査をまだやりながらでございますけれども、現時点、六月中旬に既に基準に合格をしているということと販売を通知しました総量が三万九千トンございまして、これはそのとき検査しました対象数量七万八千トンのほぼ半分でございます。それ以外の分につきましましてはお検査しながらやつておるわけでございますけれども、今までに三万九千トンのうちに工業用に売

つておりますのが一万六千トンぐらい、主食用には二万三千トン程度ぐらいのものが回つております。

○稲村稔夫君 そうすると、これは残りのうち先ほどのお話のように安い米にかなり需要があると云うようなことも言つておられましたけれども、この五十三年度米の、私たちからすれば合格と言ふのはおかしいと思ふけれども、政府の基準値以下のもはというのはいはれりこれは主力としては主食の方に回るといふことになるのでございませうか。

○政府委員(石川弘君) 私どもは需要に對しておこたえをしていくというふうなことはやらなきやいかぬと思つておりますが、全体の需給の計算のときは、先ほど申しましたように五十八年度米を中心といたします米の操作を考へておりますので、これを操作の際に積極的にそちらに加えてというふうなことはございせん。結果としてそういうことがかなり可能性はあると思ひますけれども、先ほど申しました主食としての需給の際におきましては、今までのお話をいたしましたような、政府が持つております百万トンないし自主流通の八十万吨の世界を頭に描いて操作をしていくつもりでございます。

○稲村稔夫君 五十三年度米というものがこれだけやかましく議論をされたのであります。そういう中でいけば、それこそ原則としては主食には回さないでいくというくらい姿勢がぜひ欲しいというふうに思ふのであります。そうすると主食の方が足りなくなりますか。

○政府委員(石川弘君) 主食の世界におきまして需給は決してゆとりがあるとは思つておりませんけれども、しかし問題といたしまして、私はどちらかといへば、今まで申しました百万トンないし八十万吨の世界、これは御承知のように比較的品位の高いものといふことになりました。で、この場合は特に昨年の冷害等で北海道の産米の量が大幅減つたというふうなこともございまして、質と申しますか、そういう値段の安いお米ということに對する需要に對しては、今の百九

十万吨の政府在庫の中でこたえにくいという状況があることは事実でございます。しかし、百九十万トンの操作というものを頭に置きまして、タクトではございせんけれども、何とかしのげる様子ではないか。これは新米のいろいろな供給に關する努力も必要ではございせんけれども、そういうことを頭に置いて慎重な操作をすべきものと思ひます。

○稲村稔夫君 ますます聞いていますと心配になつてくるわけでありませう。そうすると、五十三年度米をいよいよこれはこれで絶対に食べないということにしたら、その五十三年度米で予定をいたしました分だけ米が端境期に残るということになつたら、それはそれで話はわかつてくるのでありますけれども、どうもそんな事情でもなかなかさうな感じもするわけでありませう。そういう中では大変状況が厳しいというふうな思ふわけでございませう。

そこで、もう時間がなくなりましたから最後に、大臣にも黙つてずつと聞いていただいております。ぜひ大臣にひとつ気持ちをお聞かせいただきたいのでありますけれども、今やとりがあたりましたように、米の安全性についてかなり私は厳しく考へていただいた方がよいのではないかと云うふうな思ふのです。特に五十三年度米にもまだそうやつて疑義が残つています。特にこれから先の韓国米については大きな心配がいつぱいあります。こういうことには相なりますから、その辺のところは大臣として絶対にそういう危険なことはいないようにするのだという確かなあれをお聞かせをいただきたいというふうに思ひます。

それから、米の需給については大変今心配なのであります。特にことし何となく緊急輸入なんかして切り抜けをしても、来年また緊急輸入なんてことが絶対あつちやならぬと思ふのであります。その辺のところ来年は絶対にやらないということ、ここでもつてぜひはっきりと言つていただきたいと思ふのでございせん、いかがでございませう。

○國務大臣(山村新治郎君) 韓国米の安全性につ

きましては、先ほど来長官の方から御答弁申したとおり船積み前にこれを検査して、そして安全の上にも安全ということを確認してこれを返還していただくというように形にしたいと思ひます。

また、米の需給の關係につきましては、少なくともとつとゆとりのあるものにしていかなければならぬと、来年度韓国米を再び現物返還というようにすることは絶対にいたしません。

○菅野久光君 初めに、ちよつと通告はしていませんが、きのう決算委員会がございまして、ここで總理が今回の米の問題について答弁された。その趣旨が、五十三年前産米の残留農薬にかかわつて加工用原料米に不足を来した、したがつて、今回の米については何とか韓国から米を輸入して、こういうふうになつていくわけですが、加工用原料米だけが不足したということと、それ以外の、主食用も含めて不足を来しているということとをわけていふのか、その辺をひとつはつきりしていただきたいというふうに思ひます。

○政府委員(石川弘君) 私は、加工原料として考へておりました数量にかなり大きな不足を来してきたということが韓国米の返還問題の端緒であると考えております。

○菅野久光君 それでは主食用米は不足をしていない、そういうことでその点は確認をしていいわけですね。

○政府委員(石川弘君) 先ほど申し上げましたように、ゆとりのある需給という観点からはかなり離れた形になつておりますけれども、これはこのし作、それから来年度以降の作の転換、いろいろなことでカバーをしていくつもりでございまして、端境期の乗り切りにつきましても、いろいろの工夫は必要でございまして、先ほど申しました、政府が現在持っております米あるいは自主流通米というものをいまして、非常にそういう意味ではきめの細かい操作が必要かと思ひますが、何とか乗り切れると考えております。

○菅野久光君 それでは、米の流通の關係については韓国から仮に輸入したとしても、それは主食用には回さない、全部加工原料米として使うのだというふうに確認をしてよろしいですか。

○政府委員(石川弘君) 私どもは加工原料として使用するという前提で入れておりますので、そういう方向で処理をしていくつもりでございまして、○菅野久光君 その点はそういうことで確認をさせていただきます。

今回の米の問題は、蒸米による残留農薬が大きな問題になつて現在のような状況になつてきたわけでありまして、それではその蒸米農薬のかかわりでありまして、EDBの關係についてちよつとお尋ねをいたします。

新聞等によれば、十五都県で地下水調査が、昨年の十月、十一月そして、この四から五月に行われたが、「二度とも」「シロ」と判定したこと、同省は当面、EDBを継続使用する方針を明らかにした。というところが六月十三日付の新聞に載つております。そして、六月二十四日付の新聞では、実はこの二月の七日付で「米因で禁止の蒸米農薬」農水省が「確保」を指導、安全調査の結論待たず、ということが出ております。そして、六月二十六日には、今度は、土壤蒸米用EDB剤の取り扱ひについてという農畜園芸局長の通達が生産自衛というふうなことで出されております。この地下水の調査で心配がないということで継続使用する方針を明らかにしたといつて、何日もたないうちに今度は自衛通達、何かどうも考え方に一貫性がないのではないかとこのように思われるのですが、この辺の事情について、時間がございませぬので簡単にお願いしたいと思ひます。

○政府委員(関谷俊作君) EDBの問題につきましては、ただいま御指摘のございましたような新聞報道等によりまして、少し経過が混乱しているような印象を与へましたことは、私も非常に申しわけないと思つております。この六月二十六日の報道の根拠になりましたのは、二月に植物防疫課長名で出しました通達でございまして、これは簡単に申しますと、春作用の土壤消毒剤について

原料面等でやや供給の安定を図る面で懸念がございまして、DD剤あるいはそういうものも含めまして、春作用土壌消毒の円滑な実施をするための流通面の指導をしたわけでございまして。

一方、EDB剤そのものにつきましては、ただいま御質問の中にございましたように、御承知のようにアメリカでは地下水等へ出たというふうな結果も出ていますけれども、我が国では二回調査をしまして、地下水への影響はないという判断をしたわけでございまして、しかし、EDB剤と同様の防除効果がありますDD剤というふうな薬剤の確保の見通しも一応得られましたので、この際、今後の万全を期するというところで、こちらは六月二十六日付の局長名通達をもちまして関係の製造業者、団体に対して、土壤消毒用EDB剤の生産の自衛それからDD剤等の計画的生産、円滑な供給確保を要請する、こういうふうなことでございまして、こういう指導の経過としまして、国内的にはEDB剤の原体の製造は大体四月以降はもう行われていないというふうに承知しております。

○菅野久光君 地下水に、二度とも検査をしたがなかった、新聞では継続使用する方針を明らかにしたということであつたわけですが、事実的にはアメリカがやめたというところで原体が入つてこない、そういうことも含めて代替剤のDD剤ができたのでやつたのですが、それじゃ、出ていたとしたらこれはどんなことになるのでしょうか、その辺はお考えになつたでしょうか。

○政府委員(関谷俊作君) この問題につきましては、実は今回指導いたしましたDD剤というものは、これは若干高くつくわけでございまして、EDB剤の持ちますような、こういう面での汚染等の懸念がないというものがあつたわけでございまして、それで、この際、地下水調査を実施しますのと並行しまして、生産面につきましてもDD剤の国内での確保、それから若干輸入も含めまして懸念のないようなものをつくつて国内供給にいわば切りかえていくというふうな準備を徐々に進めて

まいつて、

(理事北修二君退席、委員長着席)

その結果として六月の通達に至つたというふうなことでございまして。地下水調査の点については、これは二度とも懸念がないということでは出たわけでございまして、いづれにしても万全を期する必要がある、こういうことでございまして、切にかえ措置を実施をした、かようなことでございまして。

○菅野久光君 検査をして出なかった、そのうちにやめたということとは、非常に私はよかつた、出てしまつてからはもうどうしようもないのじゃないかというふうな心配をしておつたわけでありまして、アメリカで出たということは、日本でも出ないという保証はないわけですね。そのことはもう前もつてわかっているにもかかわらず、そういうことかというふうな思つていたわけですが、結局、実質的にはもうEDBというものは使われないような状況になつてきて、代替剤であるDD剤に切りかへるというふうな状況だといふふうに確認をしてよろしいですか。

○政府委員(関谷俊作君) EDB剤の方につきましては、これは土壤用剤につきまして生産自衛をするというところで実施をしておりまして、これからそういう土壤用剤の面でこういうものが使われるというのではないわけでございまして。

○菅野久光君 そうしますと、土壤の蒸米用剤では使われないけれども、他のことでは使う、今のところ農水省としてはEDB剤の登録の取り消しをする意思はないというふうに理解をしてよろしいですか。

○政府委員(関谷俊作君) 今のところ、EDB剤につきまして登録取り消しという措置は考へておりませぬ。ただ、土壤汚染の問題につきましては、これは起きますと影響が大変深刻でございまして、非常に長い間影響が及ぶということにございまして、これは早目に切りかえをしていくと

いうことで、製造業者、関係団体等の協力も得て今回のような切りかえを早目に実施をした、かようなことでございます。

○菅野久光君 私の時間は十分までということ、時間がございませぬので、EDB剤の問題についてはまだいろいろあることがありますが、それはまた別な機会にやらさせていただきますかと思ひます。

いづれにしろ、今度の米の輸入で安全性がやはり国民の間でかなり懸念をされている。「技術と人間」の七月号に、「韓国米は安全なのか」という文章がありまして、十分まで二分ありますので、ちよつと読ませていただきますが、

農業評論家の林信彰氏は「土と健康」八二年十一月号で、韓国が米不足で米輸入国になっていると述べている。その理由として、韓国では国際稲研究所で開発された品種を一律に全作付面積の八割くらいまで強制的に普及させたのが、実はこれがイモチ病にきわめて弱く、四割も減収した品種であるとしている。国際稲研究所の開発した品種は病害虫に弱く、化学肥料と農薬の多投で初めて高収量を得られるとして悪名高い。こうした品種を作っているとなると、相当量の農薬が使われていることは事実であろうと思はれる。

六月二日の朝日新聞は、韓国では米の貯蔵に日本と同様に、化学くん蒸剤が使われていると報道している。そしてさらに同紙は、日本に返還される米は当然、在庫米が使われ、しかもその相当量は米産米である可能性が高い、とも報道している。それが事実なら、「韓国から返済」という内実は、自由化問題にからんで、最も警戒されているアメリカ産米の輸入という形になるわけである。

ところで、そのアメリカで生産される米の農薬使用状況はどうなのだろうか。アメリカの科学雑誌「サイエントフィック・アメリカン」八一年二月号によると、カリフォルニアでの米づくりに使われる農薬は、殺虫剤としてはパラ

チオン、除草剤としてはフェノキシ系が使われているという。フェノキシ系の除草剤は、最近、日本で埋め立て処分したのが流出して問題になったダイオキシンを含む「猛毒除草剤」2・4・5-Tが多用されていると思われる。アメリカでは2・4・5-Tは五十四年に規制されたが、水田と牧草地には使ってもいいことになっている。

さらにカリフォルニア米はEDBでくん蒸されている疑いがある。今年二月のニューヨーク州の検査では、カリフォルニア米からなんと三五一ppbのEDBが検出されている。これは二月十日、ニューヨーク・タイムズであります。

そういうようなことが出されておりますので、再び輸入を仮にされることになったとしても、安全性の問題については十分検査をして、国民に不安のないようにやっていただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

○刈田貞子君 私は、主として米の流通問題について伺ひたいと思います。

先ほど同僚議員の中から現在の米の在庫量のこと等伺ひをいたしました。今、政府米と自主流通米の状況を百十万吨と八十万吨、これは五月末とおっしゃられておられるわけですが、この自主流通米の実情についてもう少し詳しく伺ひをしたいと思います。価格の関係と、あるいは地域差によってバランスがあるのではないかとこのように思いますが、この辺りかがございませうか。

○政府委員(石川弘君) ごく一般論で申し上げますと、自主流通米は政府米の水準よりも生産者の価格も若干高うございます。それから売りの価格も高うございます。それだけ品質的に申しますか、食味においすぐれたものでございます。

それから、地域によりまして生産されます比重で申しますと、やはり一種の良質米地帯と称せられる地域で、一般論として特に自主流通米の六〇%を占めておりますササニシキ、コシヒカリとい

つたようなものは、御承知の東北なり北陸なり、そのあたりを主産地としてつくられておりまして、消費に付きましては、比較的大消費地におきましては自主流通米の消費の比率が上がつてきているわけでございます。この傾向はしばらく続いておりますので、かつて自主流通米の比率が三割ちよつとぐらゐのことがございましたけれども、現在ではその比率が約四割まで上がつてきております。

○刈田貞子君 値段の関係は……。

○政府委員(石川弘君) 個別のものの値段でございます。

○刈田貞子君 個別と言わなくても、傾向的に。

○政府委員(石川弘君) 傾向で申しますと、これは御承知のように、政府米とは違ひまして、価格の形成は売つております生産者と卸との間の協議で定められるわけでございます。大体普通の、普通のと申しますか、米価の上がり下がり、そういうものを頭に置きながら自主的に決められておるわけでございますけれども、昨年で申しますと、たしか三割程度の価格が上がつておるかと思つております。

○刈田貞子君 消費地では、今特例標準価格米、安くしておいしいということ、これを買いたくて米屋の店頭に行くけれども、要するに政府米が買えないという実情があるようでございます。そして、勢い仕方がないので自主流通米を買つておるという実情があるようでございますけれども、こういう点はいかがお考えになりますか。

○政府委員(石川弘君) 買えないということはないと思つております。それなりの数量を出しているわけでございます。ただ、先ほど申しましたように、例えば北海道産米というものは昨年の冷害で量的にかなり減つてきておりますから、そういうような事情がありまして、業務用等につきまして五十三年度産米等を要望するというようなことはございませぬけれども、一般の消費者の方々向けの供給といたしましては、前年対比で売却量が若干低いものもございませぬ、何か目立つ

て大きく落しているというものはないわけでございます。数%程度のことはございませぬが、そういう際立つた落し込みと申すことをやっておりますので、物がなから買えないというようなところには至つていないと私は思つております。

○刈田貞子君 そうでなくて、買えないのじゃなくて、高い方の分を買わされているということをおっしゃいますので、実情ですでお伝えをいたしておきます。

それで、どうしてそういう状況が生まれるかという点も店頭から聞いてまいりましたので、後ほどそのことはお伝えをいたします。それから、日本経済新聞あるいは特殊専門紙で値の建ちます自由米について伺ひをいたします。この自由米というのは、私は先回、米の市場はごちゃごちゃになつておるのではありませぬかということをお聞きをいたしたわけですが、その続きとしてこの自由米というのは何でございませうか。

○政府委員(石川弘君) これは食糧で申しますと、いわば不正規流通米でございます。これは自由という何かいいイメージではございませぬ、不正規流通でございまして、かつて非常に量的に余つておりました際にはかなりばつこをいたしたわけでございますけれども、新しい食糧法を制定しました後、いろいろと流通業者の方々なり生産者の方々に協力をいただいたので、現在は比較的量的なものとしては小さくなつておるはずでございます。出てきますのは、御承知のように、まず、それも正規の出荷という手続をとらせんで、生産者からいわばそういう取引業者を経て流れてくる。物によりましては検査等もやつておらないようなものもございませぬ。こういうものが一つの流れでございます。

それからもう一つは、かつてよく言われておりましたけれども、政府管理米として正規のルートに乗るわけでございますが、販売をいたします際にいろいろと売れ残りたり何なりしますものが、

一度正規のルートに乗って、それからいよいよ不正規ルートへ流れるというようなものがあるかと思ひます。これは新食糧法制定の際に問題になりまして、やはり需要の望んでいるものと供給するものの間に格差があつてこういう流れが起るのではないかと、いろいろな議論もございましたので、極力そういう販売側の意向という様なものに沿へるよう政府の売りにつぎましていろいろな弾力的にいたしますと同時に、生産者サイドにつきましては、極力正規の流通ルート、これは協系、商系ございませうけれども、そういうところで量を把握をして正規のルートとして流れるようにということ而努力したわけでございませう。

この種のをすべてなくするというのは、これはなかなか不可能に近いことではございませうが、私どもの目から見ますと、かつてこの自由米問題が大変大きなシェアを占めていたことに比べて、最近はその様な大きなきだんだんなくなつてきているのではないかと。ただ問題は、こういう米の需給等につきましていろいろ問題となつてまいりますと、こういう不正規のルートがいれば暗躍すると申しますか、そういうことをしがちでございませうので、生産者の組織あるいは流通関係の組織の方々と協力しながら、極力正規のルートで正しく流れるようにこれから一段と指導を強化していくつもりでございませう。

○刈田貞子君 幾つかの記事を調べてみますと、この自由米は今相当に需要が多くて、そして建て値も上がつてきているという状況があるようでございますが、不足状況が続くと、その自由米の手持ち筋は売り惜しみをすると、そして価格を上げているという様なことが出ております。それからまた、東京相場は高騰に次ぎ高騰を続けている。六十キロ当たり三百円から四百円ほど大幅に値上がりをして三類一等米で二万二千円から三万三千円という様なことが出ておりますし、大阪市場でも高騰相続くという様なことで、これは今長官も、こういう種類のものは取り締まれないというふうにおつしやっています。先ほどから需

給関係は決して案ではないとおつしやっている中で、この種の米というのは何か公認の流れみたいになつておりますけれども、やはりうまみを持つ状況に今ありますので、しかと御管理いただきたいというふうに思ひます。

それからもう一つは、特定米穀のことでございますけれども、これについてもかなりいろいろな情報が入ります。いわゆるくず米ですね、この辺のところはどんなふうにお考えでしょうか。

○政府委員(石川弘君) これは御承知のように、くず米と申しますのはそれなりに用途がありまして、いわば特定米穀の集荷業者が集荷をして販売するということになつておまして、みそだとかしょうゆの原料その他いろいろございませう。いろいろ豊凶差によつて変わりますが、三十数万トンぐらいのものは毎年これは流れる性質のものでございませう。これにつきましてはやはりそれなりの用途もあり、それから生産者にとつてもそれなりの手取りになるわけでございませうので、そういう特定米穀の業者を通じてきちつと流していくのが望ましいわけでございませう。そのためにああいう特定米穀の業者というものをつくつていくわけでございませう。

それから、先ほどのことでちよつと補足させていただきますが、私どもは決していわゆる自由米を放置しているわけじゃございませんで、新食糧法施行以来かなり厳しいことをやまして、これは当時比べれば流通量なんかはるかに小さくなつておりますし、それから、かつては堂々と何かそういう市場めいたことをやつておりましたが、そういうこともやらせないようにしておりますので、かなり厳しくやつていくつもりでございませう。さらにそこはきちつとやるつもりでございませう。

特定米穀の方は、そういう不正規という話ではございませんで、それなりの流通をするわけでございませう。これはそういう意味で、特定米穀が業者を通じてきちつと実需者の方に流れるようにこれまでもそうやつておりますし、今後もうそういう

指導をするつもりでございませう。

○刈田貞子君 この特定米穀は集荷のときに穀物の検査を受けますね。この検査方法は何を検査するのですか。

○政府委員(石川弘君) 検査を受けて等外という形で、要するに米の方の世界に入れないものとしてございませうから、特定米穀を検査するというよりも、検査することによつて特定米穀の方に落ちていくということでございます。

○刈田貞子君 特定米穀そのものの検査というのはないのですか。米を検査した結果特定米穀は出てくる、こういう感じですね。それだったらよろしいのですけれども、私、大分仄聞のよくできる者でありまして、あつちこつちから入ってくることにありますと、その特定米穀を意図的につくるという様な形のものもあるものでございませう。

一・七ミリから一・九ミリに規格を上げる、そうすると網の目を落さるでしよう。そういうふうな感じのこといろいろ仄聞で入つてまいりますので、その特定米穀の穀物検定というのがあるのかないのかということをつたつたわけなのですけれども、そういうことです。

○政府委員(石川弘君) 要するに米の方が当然値段が高いわけでございませうから、そういう値段の高いものをわざわざ安くしか売れない特定米穀に落とす必要は普通はないわけでございませう。何か特別な事情があれば別でございませうが、普通ならば当然米としてより有利に売れる。何か例えれば限度とかなんとかに絡んでということがあるのかもしれないけれども、ごく普通に考えれば、特定米穀の方へわざわざ落とす手取りを下げるということとはなからうかと思ひます。

○刈田貞子君 それでは次に、ちまたでいろいろ言われていることの話を幾つかお伝えしてみますけれども、いづれにしても先ほどから申し上げるように、消費地では非常に米が詰まつてきていることだけは確かでございます。

小売店でも先ほど申し上げましたように、政府米が不足してきて大変悩んでいる。店頭には置かな

ければならないけれども、卸からそれがなかなかもらえないということと、梓拡大のお願いを卸の方にお願いするわけですけれども、なかなかいそでは振れないの一点張りです。手に入らないということがあつてございませう。本当にないのかというところ、それはそうではなくて、実は卸業はこの機会を使つて、その政府米を新規小売店開業に使うためにそちらの方に余計振り向けていく、こういう話がありまして、公正であるべきはずの政府米の割り当てを中間で卸業者がかなりうまい形に使つていくというふうな情報を聞いております。それから二つ目は、小売店が政府米が不足で非常に困る、それで泣きつく、そうすると、正規米は安いけれども、やみ米ならあると言つて、その価格は自由米相場に一俵五百円程度を乗せて、そして自由米をあつせんしてがつちりもうけていく、あるいはまた、その自由米を仕入れてマジンを乗せて売つていくくらいならばまだいいけれども、さつき長官もおつしやつたように、正規に受け取つた政府米を今度は自由米相場で売つてもうけていくというふうな、こういう話が実はあるのです。

そうして、これは私はじかに聞いてきた話なのですが、今消費地では店頭精米の米に大分嗜好がございませう。店頭精米をしてもらうということ。それで店頭で精米をするお米屋さんがあるわけですから、この店頭精米をする米屋に対して圧力がかつている。白米で買つてほしい、玄米では売れない、こういう話があるのです。これも私は聞いてきました。白米なら卸せるけれども、玄米では売れないという、こういうふうなことを通じて私が申し上げたいのは、小売店さんも困つていて、その前の段階のところのあたりが非常に今ややこしくなつてきているのではなからうかという問題が一つあるわけでございまして、こうした中間の大型卸売業者がなぜこんな商権を持つようになったのか、こういう点どういうふうにお考えでしょうか。

○政府委員(石川弘君) 実は私も今から大分前

ので、そういうブレンドにはそういう一つの理由もございまして、逆に単品というものがなおかつ流通しているところもあるわけでございますので、そこは私もその両方のよさというものをしながら今後もやっていく必要があるのではないかと。

ブレンドをいたします際には、先ほど申しましたように、そういうされたものが適正に消費者の方に渡るようにという意味の品質表示問題等は厳格にやっていたいかなきゃいかぬと思っております。

○刈田貞子君 消費地ではこのブレンドということとを一番やはり問題にしているわけですが、何がまぜられているかわからないという不安を持っています。それで先ほどの特定米穀、そして三類から五類等の雑穀柄の自由米、こちら辺のものがやはりブレンドの素材になつていくということとを一般消費者はみんな知っているわけではございません。それで、今長官は、そのままで出すというふうなことをおっしゃいましたけれども、私もコシヒカリ純米というふうなものにはめつたにお目にかかったことはございません。(札だけ見ている)と呼ぶ者あり) 札だけ、それでございまして、それは、生産地の皆様は何でございませうけれども、私も消費地にだけおきます者にとつては床の間の上におきたいほどのお米でございまして、一〇〇％純米というふうなものはないのが実情なのです。それでブレンドというのは、当然のものとして私も受けとめております。それだけにこのブレンドという技術が、消費地にとつて必要ない技術、つまりメリットを与える技術として指導もしていただきたいし、研究も進めていただきたいのであつて、これが悪用されていかれるようでは大変に消費地としては困るわけでございます。

それからもう一つは、先ほど店頭における精米というものの対する志向が消費地で強く大きくなつてきていることを申し上げましたけれども、大型揚精工場でき上がった研米機にかかつてひかひか光つたお米というのはとにかくも

うおいしくないということが皆様の定評である。この辺の大型化していけばいいけど、実は米というものはやはり生鮮品ではなくて加工品になつていく。消費地においては米という加工品が回つてきたというふうな皆思われているわけではございませんが、食糧庁ではこういう点に対する見解はいかがなものでございませうか。

○政府委員(石川弘君) 先ほど単品はお目にかからないというお話でございましてけれども、五十八年度の数字で申しましても、ササニシキ、コシヒカリといわれるものは全体で百七十万トンあるわけでございますけれども、そのうちの約四十万トンはいわば単品流通をいたしております。三点セットと称します新潟、コシヒカリ、五十八年産というふうなことを表示をいたしまして単品流通をいたしておりますので、決して皆無ではございません。かなりのものはそういう単品流通をいたしております。

それから、大型揚精と店頭精米の問題でございまして、毎度そういう御議論もあるわけでございます。これは流通の合理化と申しますか、ある程度流通コストを下げてきます場合に、やはりこういう大型揚精工場が持つ意味というのは大変多うございまして。例えば、店頭でほんの一日、トンじやございまして、数キロというふうな能力でやつておりますれば、それに対してそれに必要な原料をばらばら供給していくというふうなことになる。そして、これは大変な手間暇もかかりますし、そういうことが流通経費を非常に増高させるというマイナス面がございまして。

むしろ、今いづれにしましてもそういう段階で全部玄米流通しておるわけではございませんから、よく例えれば本当においしいのは、もみ貯蔵して今すぐり米で食うのが一番うまいというふうなお話もあるわけではございますが、やはりこういう物流の合理化という観点からは、大型揚精工場の持つ意味というものは評価をしなきゃいかぬのじゃないか。しかし、私も全部が全部大型揚精工場になれと言っているわけではございません。また、

そういうお好みがあればそういうお好みに応ずる店頭精米もあるわけではございますが、結果論と申しますと、そういう店頭精米というふうなものに依存をいたしますと、流通経費はかなり増高いたしますから、結果的に高いものを食べざるを得ないことにならうかと思ひます。

そういうことから、傾向としては比較的大型揚精工場による米流通の方が伸びているのではないかと申します。しかし、そういう小売の店頭での精米が必要なお客は事実でございます。私もそれに必要な原料も供給をしなきゃいかぬと思つております。大変一般論で恐縮でございますけれども、大型揚精の技術というものは比較的高いと見るべきだと思つておりました。むしろ問題は、今先生おっしゃつたように、何をまぜているかわからぬという信用問題等がございまして。これにつきますのは、食糧庁の担当者もそうでございますし、いろいろな形で都道府県等も通じまして、どういう原料でどういうものをつくつていくかというのをこれは時々見回つて検査をいたしております。ですから、そういういかにがわしい原料を入れてつくるなどということができないシステムで、どれだけの原料をどれだけの製品にしたかということがわかるようになっております。

よくそういう議論が出てまいる中で、消費地の方々に、例えばそういう婦人の集まり等でそういう大型揚精工場も見たいだいて、いかなるようなシステムで動かして、どのように製品をつくつていくかというふうなことをPRしてるところも多うございまして、ぜひ機会があればそういうところもひとつごらんいただきたいと思います。

○刈田貞子君 私は三カ所ほど見て歩きましたけれども、研米までは必要がないのではないかと申したつたりいたしております。それで大臣、この間の七日の土曜日に農協の青年部と婦人部が集まりまして、消費地の消費者団体のメンバーと合わせて、「米不足を考へる」という会を持ったようでございます。そこで、消費地のメンバーは、生産

地の人にもいろいろ苦労があるのだということとを改めて知り、そして二重米価制のようなものも改めてその意味を勉強したというふうな言つておりました。できれば生産地の皆さんの苦労が食べたいと、こういうことを言つておりましたので、お伝えをいたします。しかし、あわせて、皆さんの計画、ずばらな管理、ずるいやり方手に負えない、こんなことでございまして、農林水産省及び食糧庁に向けて言つていたのでございまして、最後に大臣の御所見をお伺いいたします。

○国務大臣(山村新治郎君) 消費地の皆さんと生産地の皆さんとお会いになつて、いろいろお話し合いが行われたということをお伺いしました。内容については今伺いましたが、何にしても農林水産省に対する信頼を取り戻すのが第一だと思ひます。一生懸命頑張つてやつてまいります。

○藤原房雄君 農林水産省も過日人事がございまして、長官はまた前も次長ですか、ずつとやつていらつしやつて、食糧管理のことについては詳しいのだらうと思ひます。今まで畜産局長さんで、これもまた日本にとりまして、農業にとりましては非常に重要な位置にあつたわけでありまして、法案の成立や、また日米交渉の後のいろいろな諸問題についてお取り組みになりまして、今度はまたさらに、一番国民の関心事であります食糧問題について長官として携はるることになつたわけでございます。現下のこの厳しい諸情勢について、個々の問題についてはこれからいろいろお尋ねをするわけでありまして、長官に御就任の決意のほどをまずお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(石川弘君) 前にもやつておつたといひますものの、かなり時点が違つておりました。需給の状況その他いろいろ問題があるように思つておりますので、先生方の御指導を得まして、一生懸命やつていきたいと思つております。

○藤原房雄君 今刈田先生からいろいろお話がございまして、最後の言葉は非常に胸に刺さるような言葉でございまして、お米というのは、食糧というのはい億一千万国民の欠かすことのできな

い大事な問題でありますから、これを取り扱うということは非常に慎重さも要することであり、また、いたずらな不安をかき立てるようなことがあつてもならないだろうと思ひますし、そういう点では非常に、今までも大変な御苦労をなさつたと思ふのでありますけれども、今までのもう何倍も御苦労いただかなきゃならないことだと思ひます。今大臣がおつしやつておりました、本日に国民に信頼を得られるようでないやならぬ。今はもう最低これ以下にないというぐらい信頼が失墜いたしてありまして、ここからひとつ新長官のもとに、何としても生産者に、また消費者にそういうことで信頼の得られるように率直に事実をお話しただき、また国民に理解をいただくということでは、誠実さを忘れずに、また率直に物事についてはお話ししていただくということで、御当局にもぜひひとつやつていただきたいと思いますと思ひます。

私は、昨日も農業者団体の全国集會がございましていろいろな要求がございました。そのことにについては皆さん方もよく御存じのことだと思ふのであります。いよいよ年に一度、自分たちがつくつたお米が幾らになるかという米価を決定する大事なシーズンになつたわけでありまして、きょう与えられた時間はわずかでありまして、詳細のことについてはお話しそこまでいかないと思ふのでありますけれども、また後日、この問題につきましてはいろいろ皆様方のお考え等についてはお聞きしたいと思ひます。また、諮問案が出たわけじゃございませぬから個々の問題については一々お尋ねするという段階でもないだろうと思ふのであります。

私は、この米価審議會が、大抵植えつけをいたしまして七月半ばには決定をする。これは今までの通例であつたわけでありまして。この審議會が十一日から十三日という予定であつたものが、直前というところととずつと語弊がありますけれども、比較的時間の余裕もない間隔で二十四、二十五というふうに変更になつた。新聞にはいろいろなことが

書かれておりますし、私どもも確かにさもありなうと思ふ点もあるわけでありまして、この米価審議會の期日が、行政改革との絡みの中で、また明年度の予算のシーリングの中でというふうないろいろ言われております。生産者の立場を考えると、自分の植えたものが今すぐと育ちつたあつたその中で一体このお米は幾らになるのかということとはやはり最大関心事であるわけでありまして、それが決定する日が急遽変更になるということとは、生産者にとりましても非常にまた暗いものを抱かすにはおれない、このように思ふのであります。

まず、この米価審議會の期日が二週間もおくれば、たうとうにこの対ししまして、どういう理由でこういふことにしたのか、これをお伺ひしておきたいと思ふのであります。

○政府委員(石川弘君) 実は就任いたしました際には既に決まつておりました、どういふうぐあひにという御質問に答えらういふわけでございまして、例年御承知のように十数日ぐらひにやつておつたわけでございます。ことし大変先方に御迷惑をおかけしましたこの種の韓国米その他の問題がございまして各方面との論議が大変行われたわけでございます。その辺の関係を踏まえまして少し時間をあけておいたわけでございまして、決して決めたものをあつたというわけではございませんで、いろいろと関係者との論議を重ねながら決定をしたというところで、二十四、二十五、特にその前のおきいます前広米審議會において担当論議を尽くしておきたいというふうなこともあつたやうでございます。結果的にはおくれで申しわけがございませぬが、こういう日程でやらしていただきたと思つております。

○藤原房雄君 米価審議會は農林省設置法の中に定められておるわけですが、それでこの運用については食糧庁がいろいろ事務的なことはやることになつておりますから、期日を決めるのか何かといううのはこれは米価審議會の委員の方がお決めにされるのじゃなくて、食糧庁の方でいろいろなさうい

う事情を勘案して期日の変更をなさつたのだと思ひます。今長官は、私のなる前だというお話ですが、私ども、それはもう事務引き継ぎということでは、私が決めたのじゃありませんかといううういふ言ひ方はどういふ公の席では通らないのじゃありませんか。そういうこととすと、また我々もちよつと言わなやならないことがいつぱい出てくるのでございまして、そういうこととて、やはり決まつたことについては引き継ぎとしてちゃんと責任をもつてきちつとしていただかなきゃいかぬと思ひます。

それで、前広米審議會でいろいろ議論するということもそれと一つのことかもしれないけれども、例年から見てもこれはおくれれたことは事実であります。これだけ議論のある国民の大きな関心事でありますから、お米のことについては真剣に討議しなやならないけれども、価格決定ということについては、これはそんな今までの大きな隔たりがあつたとは思へないのです。どうも二十四、二十五と大きく二週間も後退させたという意味が私どもはよくつかめないのです。これは食糧庁事務当局、事務方がいろいろな関係の中でお決めたことだやうと思ひますけれども、ここらあたりをまずもうちよつと我々に納得いくやうなお話をいただきたと思ひます。何となしに決まつたという、新聞報道でいろいろ言われておりますが、正式な農林省としての考え方というのは今初めてお聞きするわけでありまして、やはりそういうことであつたのかということになつてしまふので、ぜひひとつ国民の前に、生産者の方々の前に、こういうことだつたのだという責任ある御答弁をいただきたと思ふのであります。

○政府委員(石川弘君) これは農林省で決めることではございませぬが、審議會をしていただきます米審の委員の方々に御相談しながら決めてまいるプロセスになつておまして、いろいろな大まな複雑な問題を抱えた本年度の米価でございまして、従来前広米審議會というのとは実は一昨日でやつておりました。しかし、本年は前広米審議會二日かけま

して、米に関するありとあらゆる観点からの御意見をいただこうというところから組んでまいつたやうでございませぬ。その際、そういうことをいたしましたための準備その他を考へまして一週間後ろにずれてきて、そういうことをもとにして、前広米審の結論を得た上での米価ということとでさらに週がその次の週になつた、そのように考へておるわけでございます。

そういう意味で、何か他の審議會の關係とかその他のこととを念頭に置いたわけではございませぬ。米審の委員の方々の御意見も踏まえて二日開催、その二日開催いたしましたための会場整備等でしたらと、次に若干の間を置いて本審議會をやらざるを得ませんものから、そういう意味で若干後ろにずれ込んできたというのが今回の米審の日程でございます。

○藤原房雄君 行政改革推進審議會の意見書が出されるわけでありまして、さらにこの小委員会、六十年度行政改革小委員会という、これは六十年度の予算のあり方を検討するやうです。この中には公共事業等いろいろな項目について検討することになつておるのです。その中にも当然生産者米価の抑制とかそのほか補助金の削減等いろいろなことが課題になるのではないかと考へておる。これは明年度の予算編成というところで、今日のこういう財政事情の中で基本的な考え方というのをはきちつとまとめていなければならぬでしよう。その線に沿つて進めたいということでは必要ないかと思ひます。しかし、それに符節を合わせるがごときこの日にちをずらすという、これは米価を抑制するために当然やういふ一つの日程的な調整がなされた、財政再建という中で非常に厳しい予算の枠の中という、いろいろな口実をつくるために。

ですから、米価審議會において審議する方々もそういうことがもう意識の中に十分にあつて、現在の米を取り巻く諸情勢という広範な判断というものとかくにそれがちな、阻害されがちなそういう環境の中で決まなやならないというの

は、これは非常に米価審議会というものの性格上好ましくないことではないか。私は、いろいろな事情があつたのかもしれないが、それは年の初めからずっとスケジュール的に今日まで来ているわけでありまして、ここに来て何もこういうことをしなくても、これは財政再建の厳しい中で議論であることは当然であります。それがこういう行政改革推進審議会での大枠というものが定まつた上でのことは、余りにもことしの生産者米価に対する一つの大きな圧力と見ざるを得ないと思うのです。またそういう考え方も非常に多いのですけれども、こういうことについてはどういふようにお考えですか。

○政府委員(石川弘君) いわゆる行革審の小委員会でいろいろ御議論があることは承知をいたしております。私どもも必要な私どもの意見も申し上げる、委員の中でそういう議論をなさる際に、米をめぐる非常に厳しい状況等についてもお話をしているわけでございます。

私も、法律に定めますように、食糧法で米価審議会の御意見を聞いて決めるということになつていられるわけでございまして、そういう意味で、前広米審その他の段階においても米審の委員の方々の御意見をよく承りまして、それに基づいて私どもの方の考え方を定めていきたいと思つております。決して行革審というようにものを何かのために使おうとか、あるいはそれと何か歩調を合わせるといふような意味で日が合致しているのではないと理解しております。

○藤原房雄君 昨年の米審では、審議会の始まります前に政治的ないろいろな取引があつたということ、これは大変に物議を醸しまして米審が荒れに荒れました。これはよく御存じだと思つてます。金子前農林大臣も本当に後からそれに対して陳謝文ですか、読み上げるようなことであつたわけでありまして。今日までも米審の推移をずっと見ますと、そのときそのときやはり厳しい社会情勢、財政事情ということもあり、そしてまた、審議会のメンバーの中にもいろいろな意見がござい

まして答申ができないとか、それから両論併記とかいろいろなことがございました。

私どもは今こういう米を取り巻く諸情勢の厳しい中で一番憂うことは、審議会があつて審議会という専門的な方々やそれぞれの立場での議論をしていただくにもかかわらず、それとは別に政治決着というようになつてこれが決められるというところは、じゃ何のための審議会かということも議論になるわけでございます。いわんや昨年のように審議会に於ける前にそういうことが話し合われておるといふようなことであつたら、審議会の存在を無視するものと言わざるを得ません。

また、審議会が終わつた後についても、結局その価格決定に当たつては、政府自民党が政治的な判断の上に立つてこれを決めるという慣習は、少なくともこういう農業に対して非常に国民が関心を持ち、米価につきましてもこのたびこういう非常な厳しい環境にある中で、大臣としましては是非でもこれはやはり法にのっとり、そしてまた原則に立ち戻つてやっていただきたい。中曽根総理大臣は悪法も法だなんて、自分たちの都合のいいときはそんなことを言つておつて、肝心なときは法律を守らぬなんというふうなことはこれは相ならぬと思う。ことは非常に厳しい環境にあつて一億国民がみんなこの推移に対して厳しい眼で見ているだけに、その衝に当たります農林大臣の立場というものは非常に重要だと思つております。大臣にこの米価決定に当たりましての決意のほどをお聞きしておきたいと思つてます。

○国務大臣(山村新治郎君) 本年の米審の日程は、御存じのとおり十九、二十日が前広米審、本米審が二十四、二十五ということでございます。米審が二十四、二十五というところではまだ何も決めておらないところでございます。しかし、これは例年どおりの食糧法に従いましたところのいわゆる物価そのほかの事情に配慮しながら、再生産の確保ということを旨として米価審議会の意見を聞いて適正に決定する考えでございます。い

ずれにいたしまして米価審議会の意見を聞くとともに、また関係各方面の意見も調整もやらなければならぬと思つていますが、いわゆる適正に決定するというところで全力を尽くしていきたいと思つてます。

○藤原房雄君 私はもう就任以来山村大臣を信頼を申し上げております。また、国民も厳しい目で見ていられる現状の中で、今も信頼されるそういう農政でなきゃいかぬとお話でございましたけれども、信頼をさらにこれ以上落とすようなことがあつては相ならぬということで申し上げておるわけでありまして、ぜひひとつこの取り扱いにつきましては慎重であつていただきたいと思つてます。

米価についてはまだそれは諮問されてないわけでありまして、具体的なことについてはまだ議論する余地はないのかもしれませんが、五月の二十五日ですか、米価の算定に関する米価審議会小委員会、これは今までも米価をどういふように算定するかということで、安定性の確保とか、需給事情の反映とか、算定要素等こういうものをいろいろ議論いたしまして小委員会でも決めるわけでありまして、ことしの米価算定に当たりましての小委員会での決定、生産費・所得補償方式、こういうことを基本としてということ、またそのほかいろいろ問題について述べられております。

米価算定に当たつての考慮すべき事項として、やはり生産費や物価その他賃金とか需給事情、稲作経営の現状、今後のあり方、財政事情、農産物価格との関係等考慮する必要がある、これらのものを織り込んで算定するということは非常に困難だ、しかし一定の算定方式に基づいてこれらの諸事情を極力踏まえて算定を行う必要があるということや、一定の算定方式というものは、いつまでもこれを変えないということになる、算定が硬直的なことになつて諸情勢に対応できなくなる、こういうことなつておられます。これらの小委員会での決定につきましては、農林省としては、食糧庁としましてはどのような受けとめていらっしゃるかと申すのでし

ようか。

○政府委員(石川弘君) 小委員会におきまして、基本的には先生もおっしゃいました現在の生産費・所得補償方式という、大筋はこの線に従つてということになつておりますので、私どももその点はそういう考え方でやらしていただきますが、その要素のとり方等につきましてもいろいろ御議論がございまして、意見が若干分かれていられるものもあるわけでございます。こういうものの中のものな形をとるかというのことは、私どもはそういうことを含めまして目下検討をいたしております。この要素はこういうこと、この要素はこういうことというふうなことはまだ決めてもおりませんし、勉強いたしておる最中でございますので、基本的にはこの小委員会の報告の大きな線の上にのりながら、どういふ要素のとり方をするかということをは詰めてまいりたいと思つております。

○藤原房雄君 個々の数字、また指数というものをどういふふうにとるかということについては、そこまでのことは私はお聞きするのではありませんが、小委員会についての受けとめ方、そしてさらに最近の米を取り巻く諸情勢についてどういふ認識を持つていられるかということがまた非常に大事なところだと思つております。

具体的なことになるわけでありまして、先ほどの小委員会の報告の中にも、いろいろな提案するときにこういうことをいふことの中に個々の問題がございまして、これは当然小委員会として、農業全体また社会全体というものを勘案していくわけでありまして、政府の最近の姿勢というものは、どちらかというとやはり財政事情が非常に逼迫をいたしておりますというところに最重点が行きまして、それが上に出てしまつて、あとのものはみんな小さく見えて見えてなくなつてしまふ。いろいろなことを参酌をいたしました。それはこの中にもありますように、個々のことを一々算定するということは非常に難しいことだ、それを反映するということは、そういうことも我々は十分わかりますし、また、生産者の方々

もそれなりに理解をしているだろうと思うのであります。

しかしながら、生産費とか物価とか、また需給事情とか稲作経営の現状というのに対しての食糧庁として、農林省としての認識というものが、どこまで我々の立場をわかつてもらえるのかという、こういうことに対する不信があつては相ならぬ。こういう事情ですから、こういう社会情勢の中にありますからかつてのような大幅というわけにはいきません。農業団体も抑えに抑えてこのたびの七・七％という数値を出したということがあります。これは最近、生産費を償うということが言われておりますけれども、この法律の上から言うと、再生産が可能な価格ということでありまして、再生産が可能な価格という現状は、年々これは大きな格差になつていって、これは数値の上からも明らかです。

こういう生産資材の高騰や生産費の高まりという中で六年も米価が抑えられてきて、生産費をなかなか償い得ない現状にあるというところ等については、一体農林省としてはどういうことを受けてとめていらつしやるのか。こういう個々の問題、実は個々の理解の仕方、現状認識というものが非常に大事なことになるのだらうと思ひます。きょうは数字的にどうだということはお話し上げません。次の機会にこれは一つ一つまたお話ししなさんやならぬだらうと思ひますけれども、こういう問題について總体的に今の稲作経営全体をどう御理解になつていらつしやるのか、お伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(石川弘君) 算定をいたします各要素につきましては、それぞれ重要な意味を持つておりまして、そのときどきの経済情勢なり、先生のおつしやいました財政事情等も含めましていろいろの要素で、どういう考え方をとるのが一番適正であらうかということで詰めてまいるわけでございます。そういうことが米価審議会におきましても議論されるわけでございまして、私どもも、かくくしかじかの理由でこういう考え方なりある

いはこんな要素のとり方をしているということとを委員の方々に御説明するわけでございますので、今先生から御指摘がありましたように、現時点において米の生産なり流通なり消費といったような問題をどのような形でとらえるかということに基づいていたしまして、各算定要素なりあるいはそれに適合させますための具体的数字というものを詰めてまいるつもりでございます。そういう意味では、小委員会でお出しになつております考え方は、あるいは要素のとり方についてのいろいろな御示唆があるわけでございまして、そういうものの組み合わせの中から適正なものができるといふ努力をするつもりでございます。

○藤原房雄君 農家経済のあり方とか、また最近の、専業がだんだん少なくなつて兼業化が進んで、七割を超すような現状になつてきている。こういうことについては、過日農振法を中心にしての議論のときにいろいろお話をしたわけでもあります。現在いろいろなことがありますが、一つだけ申し上げたいのは、食糧庁長官が畜産局長でありましたところで、畜産の方も大変な火の車といひます。経営状態の悪化のためにいろいろな対策を講じられ、法的な改正もございまして、稲作につきましても、最近はやはり専業で大きくやつていくところほど生産費が少なくて、昔およそ一ヘクタール未満でも生産費を出すぐらゐのことではできた。それがだんだん最近ではもう二ヘクタール、三ヘクタール、そして専業で大きくする人ほど資材のように入五頭、百頭という、それに伴う施設といふものとは違ふのかもしれないけれども、稲作におきましても減反といふことのために収入減、それが大きく専業農家に覆いかぶさつていくのが事実です。

数字的なこと等については後日またいろいろ申し上げたいと思ひますが、こういうことの中から、北海道等においては大きな面積でやつていくところについては、固定化負債のための対策を何

とか講じてもらふねと、稲作農家といひながらも最近ではにっちもさっちもいなくなつたといふことを言う方々が非常に多い。昔はそうでなかつたかもしれないが、この五十三年以来米価がずつと据え置かれて、たかだか六％そこそこ、諸物価、諸資材三五％という中で、そしてまた機械化、老齢化といふものが進む中におきています。農家にもこの六年の間に大きな変化がきています。大きいことが必ずしもいいことではなくして、その経営基盤確立のために、占有権やまた機械購入や購入資材の高騰のために固定化負債がだんだん累積しつゝあるという現状等もしつかりひとつ、御存じなことであらうと思ひます。この大きな稲作農家の変化の中で見過すことのできないことだらうと私は思ひます。

そういうこと等についても、この六年間米価がほとんど据え置き同然であつたという中で、今非常に厳しい環境にある。国の財政事情ということも当然のことでありまして、私もよく理解をするところでもありますけれども、稲作農家といふものも専業であればあるほど、大きければ大きいほどそういう苦境に立たされて、基本法農政で言われた他産業に比すべき所得といふことは給にかいたもののような存在になつていくのが現状だと云々を言ひたい。こういうこと等についても十分に認識をして、今回のこの米価算定等につきましても十分な配慮、また、今後の進め方等については考えていかなければならぬことだらうと思ひます。こういうことについて、そのほかいろいろなことでもございまして、固定化負債のいろいろな対策を稲作農家についても考えなければならぬような、大きいところほどそういう問題が起きつゝあるといふこと等についてはどういふうにお考えになつていらつしやるか、お伺ひをしておきたいと思ひます。

○政府委員(石川弘君) 御指摘のように、かつては米作の有利性といふものが非常に強く言われておりました、あらゆる他の作物に比べて米が有利であるといふような条件があつた時代もございま

したけれども、いろいろ厳しい環境の中で、今御指摘のように所得の面なり収益性の面なりいろいろと問題がある場合が出てまいつております。しかし依然として、どちらかと申しますと相対的に稲作が有利だといふような数字が出がちでございますけれども、今御指摘の比較的大規模農家、非常に効率的な経営と考えられます部分につきましても、何しろ最近におきまします機械に対する投資等が非常に大ききやうでございますので、これを完全に稼働させません場合は、やはりなかなか容易ではない事態があるやうかと思ひます。

御指摘の負債問題といふやうな形で、稲作農家のみを何か特別に調査をしていくといふようなことは今はいたしていませんけれども、例の自創資金等その他のようなもので、必要なものにつきましては、その都度経営の改善の可能性を見ながら実は融通をしようと思ひます。少し私どもも、この稲作の今置かれていく環境の中で、特に冷害等によつて累年所定の所得を得られなかつたという方々については、県等を通じて各種の災害対策その他によつて負債が固定化しないやうにしようといふこともやつていくのは必要でございますけれども、なお一層そういうものを必要なものにつきましては検討を深めていきたいと思ひます。

○藤原房雄君 時間もありませんから、あとは後ほどにします。さつき刈田さんのお話のときに、新聞等で自由米の値が建つといふのは一体どういふことか、そういうことが好ましいことなのかどうか、雑穀柄について二万二千円から三万円といふことなどが公に活字になつていくといふこと等については、農林省では一体どういふふうに出ていっていらつしやるのか、そんなことはあり得ることじゃないとか、何か食糧法の改正のときにどうとか先ほどいろいろお話をしておりました。そういうことが活字になつていくといふ現状に対しては、また何かそういうことを知りになつたらお知らせくださいなどといふことですが、それはそちらの

方でしつかりやっていただくことであります。それは活字になっていることは御存じだと思いますし、いろいろ言われておるわけですから、そういうことについては食糧庁としてどのようにお考えになつていらっしゃるのか、私は非常には不思議に思つてならないことなのですが、どうなのですか。

○政府委員(石川弘憲) そういうことを行つていの方々が、かつては何か自由市場のようなものを設立するといふような話であつたわけですが、食糧法の改正を機会に不正規流通に対するいろいろな指導、取り締まりをやつてまいりまして、私は、その時点に比べればはるかに規模の小さいものになつてきているとは思つております。例えば建て値とかなんとか書いてありますけれども、それじゃ一体どれだけの米が動いたかといふようなことが一切出ていないといふこと等を見ますと、そんなに……。もしそういうものがあればやはり私も取り締まるわけでございますが、いわば仲間相場のことを書いていふようなものがあるかと思ひます。

私も基本論としては、何度も申し上げますように、集荷業者なり卸につきましてあつた制度を持つていふわけでございますから、そういうものが一日も早くなくなるように行政面で、必要な場合はこれはさらにもつと手法的な面も含めて、そういう人たちが暗躍できないような素地をつくつていく、そういうことも今までもやつてきていますのでございます。今後さらにはそれを強めてまいるつもりでございます。

○下田京子君 まず、生産者米価の問題でお尋ねいたします。

昨日九日、全国米価大会が行われました、大臣もその御様子はお聞きになつておられるかと思ひます。とにかく米の輸入、こんな衝撃的なことはいふことで大変な輸入、そのときに新潟県の婦人の代表の方が、百姓がだめなら百姓をやめたいのじゃないか、お母さん、こつ言われたと、子供がついてこれるようなそういう農業をや

りたい、生産費を償ふ米価を何とか保証してほしい、こつ言つた声もありました。

大会が終わつて午後ですか、全中の代表の皆さん方が大臣のところに行かれたと思うのです。六十キログラムの基準価格でもつて一万九千三百八十四円の七・七％アップはぎりぎり最低のもので、そういうお話もあつたと思うのです。その際大臣が、今までのと、現段階では白紙でございまして、こつ言つた話だつたけれども、新聞報道によりまして、米価は再生産の確保を本当に検討したい、今後の農政を考へて全力投球したいといふ非常に誠意を持った回答がなされたといふふうな報道されていまして、私も、これは今までの発言から一歩前進して、本当に大臣もこつ言つた農家の皆さんの声に真剣に耳を傾けて対応していられるのか、こつ思つたのですが、その辺の決意をまづ聞かせていただきたいと思ひます。

○國務大臣(山村新治郎) 昨日ですか、全中の皆さん、またあと全農いわけの農業者の代表の皆さんがおいでになりました。十人ばかりでおいでになりました、七・七％、一万九千三百八十四円といふようなこともお伺ひいたしました。私としては決めてはおりません。前広が十九、二十日、本米審が二十四、二十五といふことでございますが、こゝで皆さんがおいでになりましたときに、私はやはり食糧法の規定に従ひまして、いわゆる再生産の確保を旨として日本農業を守るといふような立場で一生懸命やりますからということでお答えした次第でございまして、その気持ちは変わりはございません。

○下田京子君 食糧法に基づいて適正に決めるというこゝとなつていふけれども、今大事なことは、先ほど私が申し上げました昨日の米価大会の様子にもありますけれども、とにかく米の輸入のことを含めて大変今農家の皆さんの怒りが大きくなつていまして、中には、中曽根首相は全農の前で責任を明らかにすべきだ、あるいはまた異例の緊急発言という形で、全国農協青年組織協議会の委員長

も農相の罷免要求、あるいは輸入米の阻止行動といふような呼びかけも出されたわけなのです。とにかく今までのことを見ていると、お米が過剰だ、財政的負担が大変なのではないかといふことでもつて生産者米価といふものは抑制され続けてきたのではないかと私は申し上げざるを得ません。

そこで、長官にお尋ねしたいのですけれども、五十二年を一〇とした場合に、生産者米価が五十八年、あるいは五十七年でも結構ですが、名目米価で、あるいは実質米価でどの程度になつていのか、お知らせください。

○政府委員(石川弘憲) 生産者米価で申しますと、五十二年の六十キログラム当たり米価は一万七千二百三十二円でございます。それに対して五十八年の米価は一万八千二百六十六円でございます。

○下田京子君 私は、実質米価、名目米価ともどうなつていふかといふふうにお尋ねしたのでした。これはお答えになれないといふことは、恐らくそつういふ計算をされていふのかと思つたのですが、今お話しのように、生産者米価は五十二年は一万七千二百三十二円です。これを一〇としたましますと、五十八年の場合には一万八千二百六十六円、一〇・六〇で六％アップになつています。

では、生産費と比較してどうなのかといふことです。第二次生産費は五十二年が一万五千八百九円です。これを一〇としますと、五十八年の数字はまだ出ていませんから五十七年と比べれば、二万五千八百八十四円です。これは一三・六、四、三・六、四％アップになつています。ですからこゝで言へることは、数字がはつきり物語つていける。名目では、五十七年の場合に一〇・四・二です。四・二％アップでしよう。五十八年は六％アップでしよう。しかし、第二次生産費は五十七年度でも一三・六・四％ですから、実質これは二・三・六％マイナスといふことじやございませんか。まさに米価は据え置きどころか、この五十二年以来から見てみますと引き下げといふふうに見える

思ひますけれども、どうでしょうか。

○政府委員(石川弘憲) 米価を算定します場合に、御承知のようにいろいろな効率性とかさういふものが入つて算定されるわけでございます。一定の資材費等がかかりまして、効率が上がれば、それをもつて再生産が確保できるということでございますので、先生御指摘のような例えは生産費の上がり方で裏返しにしまして下げといふような御議論は、そういう御議論としてはあるのかもしれませんが、米価算定につきましては、例えば効率といふことを一つ加えてみましても、そつういふ数字でそれが実質とおつしやるのには私ども賛成したいと思つております。

○下田京子君 賛成する、しないは別なことです。実際に再生産を確保するといふことになれば、生産費を償ふない米価といふことはあり得ないといふことです。その考え方を覚えさせんと、これは私はやはり問題だと思ひます。稲作農家の生産意欲を後退させます。しかもまた、四年連続不作の要因といふことが米価据え置きにあるといふふうな繰返し言われております。先般、総理質問の際にも、総理自身が、峰歩きの需給だといふことで、ゆとりのない需給状況をお認めになつています。こゝしもまた天候もまだわかりません。となれば、本当に生産者が意欲を持つて取り組めるような米価を私はちゃんと決定すべきであるといふことを重ねて主張しておきたいと思つたのです。

次にお尋ねしたいことは、韓国米の輸入の安全性問題であります。まず第一に、確認したいのですけれども、なかなか交渉が難航しておるようですが、この理由はどこにあるのか、恐らく韓国米の安全性の確認方法なども大きな問題になつておられるのだといふふうな感じしております。前長官が、この安全性の確認方法では積み出し前にチェックをする。その理由は何かといふれば、日本の港に着いてから、いや安全でなかつたなどといふことになつて問題になつては困るからだ。ただ、そのチェックの仕方は、韓国でやるのか、あるいは韓国にその体制

がない場合にはサンプルを日本に持つてきてやるか協議中だということでありました。先般、新長官も、その問題で御質問があった際に、今韓国の協力を得て、船積み前に空輸でもって検体を持つてきて、日本の国内でチェックをする方向で話し合っているところだという話がありました。

そこで確認したいのは、前長官と今の新長官の話とを総合すると、一つはつきりしていることは、とにかく事前チェックをする。それは空輸で検体を日本に持つてくるということになれば、韓国にあつてそういうチェック体制が整っていないか、ということに判断してよろしいのかどうか。

○政府委員(石川弘君) 向こうに能力があるなしと申しますよりも、私どもが輸入といいますが、返還を受けるわけでございますので、私どもの方でそのサンプルをチェックする方がよからうという合意になったわけでございます。合意と申しますか、そういうことで話を進めているわけでございます。

○下田京子君 体制の話はちよつとまだはつきりしていないのですが、それはさておくことにいたしまして、厚生省にお尋ねしたいのですが、厚生省としては、事前チェックでのサンプル調査という点でも当然だと思うのですが、日本の港に着いた時点でも検査なさる、これまた当然だと思えます。そうした検査のためには、やはり何と云つても韓国米でどういう農薬が使われているかなど、その使用状況等の情報が何よりも必要だと思ふのです。さっきの御質問に対する答弁ですと、厚生省は食糧庁に今その情報を依頼中なのだというお話でありましたが、もうちよつと詳しく情報の入手の状況がどうなっているか、お知らせください。

○説明員(玉木武君) 今御指摘ございましたように、現在厚生省としましては、農水省を通じて韓国米に使用されております農薬の使用状況について情報をとつておるところでございます。しかしながら、米については日本と余り違わない農薬を使用されているというような情報を農水省の

方からいただいております。

○下田京子君 詳しい情報は今まだ依頼中だけれども、大ざっぱに言うとうちと日本と余り変わらないだろうというような話だと。

農畜園芸局長にお尋ねしたいのですけれども、さつき食糧庁長官は、ここ数日中には交渉がまとまるというふうなお話でした。今また厚生省の方では、まだ確かな情報は得ていないけれども、いうことだったのですが、当然農畜園芸局長の場合には、国内における農薬使用規制ということが主な任務であると思うのです。何せ韓国米の農薬の使用状況という点は、単に向こうの話ではなくて、重大な関心を持つて受けとめていられると思うのです。

そこで尋ねたいのですが、韓国のそういう農薬の使用状況についてどうなっているか、あるいはさっきのあれですが、検査体制といいますが、チェック体制というのは韓国でどうなっているのか、同じ日本国内でそういう仕事を預かる局長としてどう把握されているのか、お聞きしたいわけなんです。

○政府委員(関谷俊作君) 具体的な情報につきましまして、さらに食糧庁から詳しい資料等がいずれ得られるかとも思いますが、私どもの立場から、いわば農業技術的な観点から見ますと、韓国の場合にも、大抵稲作なり稲作に伴います病害虫の実態がそう我が国とは違わないのではないかと。例えばいもち病でございますとか白葉枯れ病でございますとか、紋枯れ病等のこういうようなもの。また、虫で申しますと、トビイロウンカとかセシロウンカのような同じような病害虫があるというところでございますので、恐らく農薬使用の実態は日本とはそんなに変わらないだろうという感じを持つております。

なお、さらにつけ加えますと、これは最近少し韓国の中でも自国製で農薬をつくり始めておるようでございますので、若干日本から韓国への農薬の輸出は減つてはおりますが、日本で使われておりますものも輸出されておりますので、全体を見

ますと使用の状態はそんなに変わらないのではないか、かように思つております。

○下田京子君 にかく詳しい情報はまだない、それで推測だということと同じようにお述べになつています。それでちよつと心配なものですから、厚生省に再度お尋ねしたいのですが、もし正確な情報が得られないとした場合に一体どうするのだろうか、大々心配します。玄米については農薬の残留基準というものは決まっておりますね。現在は十二種類が決まっておりますからこれは当然やると、さつきもお話がありました。それに今回問題になりました臭素の残留についてもやりますね。そのほかチェックを必要とする農薬等は具体的にどんなものがあるかを考えられますよう。

○説明員(玉木武君) ただいま御指摘がございましたように、国内産米に定められております残留の農薬基準十二項目に加えまして、米の規格基準に規定されておりますカドミウム、及び今回暫定的に基準が定められました臭素についても検査を実施したいと考えております。さらに、薰蒸剤としてその使用の可能性が考えられます燐化アルミニウムについての検査も行いたいと考えておりますが、必要に応じサンプル分析調査を行ひまして、その安全性について万全を期してまいりたい、このように考えております。

○下田京子君 食糧庁長官に再度聞きたいのですけれども、これは事前チェックはもろんやりです。同時に、今のうちに国内に入つてきたときに港の時点でこれは厚生省が独自の任務でまたやります。その際に、今お話しになったように、厚生省は国内の法規に基づいて検査する、それからまた必要なものもある。こういうことで、これにはねられたら大変なことになるわけですから、そういう意味では同様の内容について事前チェックでもやられるというふうに理解してよろしいですね。

○政府委員(石川弘君) 検査の最終的な仕方はまだ両省で完全に固まつたわけではございませんけれども、私どもがそういう事前チェックをいたし

ますのは、国内に入りまして問題にならないようにということでございますから、両省で協議をいたしまして、こういう項目はやるやうなことが決まつた範囲につきましても当然事前チェックをやつつもりでございます。

○下田京子君 ちよつと今の答弁は気になりますね。今さつきは数日中にもまとまるというふうなことでお話がありました。だけれど最終的に国内ではまだ固まつていない。国内で固まつていないのに詰めているということになりますよ。ちよつとこれははつきりしませんね。

具体的なことでお聞きしたいのですけれども、スミチオン、これは商品名だそうですが、フェニトロチオンですね。この問題でお聞きしたいのですが、厚生省の農薬残留基準によれば〇・二ppmとなつています。ところが、国際基準によりまして一〇ppmということになっております。だけれども、これは当然国内の基準に準拠して行われるだろうと思うのですが、具体的にどうですか。

○政府委員(石川弘君) 私、実は一つ一つの項目はまだ勉強いたしておりますけれども、私がまだ協議をしておりまして申し上げたのは、先ほど申しましたように韓国からの情報もすべて完全なものを受け取つておるわけではございませんので、そういう面で安全を確認したものをいれるということとを前提にして協議すべきことは協議をしているわけでございます。国内においてはそれはむしろ処置すべきことでございますので、そういう意味で両省でいろいろな情報を得た上で相談をして、それでやつて検査をするということでございますので、数日中にまとまるであろうと云つておりますことは、そういうことを当然前提にした、国内でこういう検査もする、こういうこともやるということとを前提にしたまともな方になるかと思ひます。

○下田京子君 国内基準を前提にしてやるということですね。簡単に。

○政府委員(石川弘君) 当然でございます。

い。それをききつとすると、そのことを再度申し上げて、質問を終わります。

○喜屋武眞榮君 大臣にお尋ねいたします。

これまでもいろいろな質疑の中で、私から言わせてもらえば大臣は最大級と申しますか、これ以上の決意を述べられる表現の言葉はないのではないかとと思うほどの決意表明があつたと思います。

一例を申し上げますと、食糧の安定的供給、日本農業を守るのだ、そのためには不退転の決意をということをたびたび申されたわけでありました。

そこで、もう一点確認しておきたいのですが、日本農政の抜本的見直しということについて、あれこれ詳しい例は無理かと思いますが、そういった抜本的な見直しということであつただけ国民を騒がせ、あるいは生産者農家を怒らしておるとこの情勢にこたえるためには、要望にこたえるためにはまずこれを、こういった観点からひとつ具體的という意味も含めてお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(山村新治郎君) 先生は今、農政の抜本的見直しということですが、最もこの基本とも言うべき米の生産力という問題は、潜在的には依然として需要を上回つております。今後とも水田利用再編対策の着実かつ的確な推進が必要であると考えております。本対策の推進につきましては、米の需給や作況等に応じた適切な需給計画のもとで弾力的な対応をしまることにしたいと考えております。特にゆとりのない今の需給計画というものは、もう少しゆとりのあるものにしていくというぐあいに考えます。

また、今後の農政のあり方につきましては、基本的には先般の農政審議会の報告等に即しまして中核農家の経営規模の拡大、優良農地の確保と農業生産基盤の整備、農業技術の開発普及等を推進することによりまして生産性の向上を図りながら農業の体質強化に努めてまいりたいと考えてございます。

また、これらとあわせまして、近年のこの異常気象等に対応し得るたくましい稲づくりや健康な

土づくりの運動の推進、また地場産業の育成、都市、農村の交流等を通じて村の住民に就業と生きがいのある豊かな村づくりも推進してまいりたいと考えております。

以上のような各般の施策を実施することによりまして、農業者が夢と意欲を持って取り組める農業の実現に努めてまいりたいというぐあいには考えます。

○喜屋武眞榮君 必ず実らせてくださるよう期待をいたします。

次に、共同減歩について一言お尋ねしたいのですが、これは地域の特長性といえますか、地域性によって共同減歩の率は考慮の可能性、余地がありますか。どうですか。

○政府委員(井上喜一君) 共同減歩につきましては、農業者が共同いたしまして利用する施設について、一部の者の負担のもとで用地を生み出していくというのではなしに、その施設を利用いたします者の全員が共同で土地を出し合つて用地を捻出することが望ましい、こういうことで、圃場整備事業等を実施いたします場合にそういうような考え方での共同減歩をいたしておるというのが実情でございます。

それで、いろいろな場合によりまして対応は違うと思いますが、原則的に申しますと、地区内の農業者が主として利用する場合は、その用地のふくそういたしますような場合には、その地区内の農業者が全部の農地を出すということでございます。その地区内の農業者が主として利用するものでない場合におきましてはその利用する割合に応じて、その割合に応じて面積を超えない範囲内で捻出をしていくことを考えておりますので、減歩をいたしますその目的に応じてまして、そこは地区内の状況に応じて権利者の会議で決まってくるものと我々は考えております。

○喜屋武眞榮君 と申しますのは、今度の法改正によって生活環境施設用地も含まれてまいります。私がそれをお聞きいたしましたのは、沖縄の場合持ち前が非常に零細地である、そういう零細

の土地の立場からも共同減歩ということは実際問題として非常に問題を醸しておるのです。それが今度のこの改正によってさらに生活環境用地もこれに含まれてくるようになりますと、いよいよ問題が増大してきて、その提出する面積がますます増大することになる心配が十分考えられるので、それで地域の事態に即した共同減歩の指導をどうしても適材適所といえますが、弾力性を持たしてその地域に即する配慮がなければ結果的には、角を矯めて牛を殺すという言葉もありまして、そういうことになりかねない、こういう不安を持つものですからそれをお聞きしたわけなのです。今の御説明では、やはり地域に即する配慮が可能であるということですので、ぜひ沖縄の場合はそういう御配慮を特にお願いしておきたい。よろしくお願いいたします。

次に問題は、第三次の土地改良長期計画に対する対応について、これも大変に期待が大きいだけに内容的には非常に難しい問題が絡んでおると思われてなりません。ということは、財政的な厳しい背景があるわけなのです。そうして、そういう情勢の中で進捗しておる状況も必ずしも安心できず、手離しで喜べる状態ではないわけなのです。から、そういう状況を踏まえて、間違ひなくその所信、目的に向かって進んでもらわなければいけないと思うのですが、今後どのような施策で推進をしようかという決意しておられるのか、あるいは考えておられるのであろうか、そのことをお聞きしたい。

○政府委員(井上喜一君) 今御指摘のとおり、第三次土地改良長期計画の計画事業量は約三十二兆八千億となっております。現下の財政事情を考えますと、これの実現は極めて厳しいものがございます。土地改良長期計画の場合は、五十八年度から五十九年度までの二年間の進捗率が事業費ベースで一％となっております。厳しい財政事情のもとにありますが、農業基盤整備事業はやはり構造政策の基本的な部分でございます。すし、今後の農政の課題にこたえていくために必

要な投資規模でもございますので、今後とも計画の達成に向けて努力をしてみたいと考えています。

また、農業基盤整備事業の実施に当たりましては、事業効果の早期の発現及び事業の効率的推進を図ることが必要と考えておまして、このために、まず第一に、新規事業の採択につきましましては極力抑制し、継続事業の着実な推進を図ることといたしたいと思っております。また、国営事業等によりまして基幹的な施設の整備が進んでおります地域につきましましては、圃場事業等の関連事業を優先的に実施いたしまして、効果の早期発現に努めたいと考えております。圃場整備等につきましましては、また、原則にとらわれないで、地域の実態に即して事業費をできるだけ抑えるような指導もしてまいりたいと考えております。

なお、沖縄県につきましましては、基盤整備の状況が本土に比べてなお不十分な点もございまして、採択基準あるいは補助率、予算等について特別の優遇措置を講じているところでございまして、今後とも積極的な事業の推進を図ってまいりたい、このように考える次第でございます。

○喜屋武眞榮君 これまた、それこそ不転転の決意が期待されるわけでありまして、大臣、そのおつもりで頑張ってくださいたいと思っております。

次に、米の備蓄と安全性については先ほど来お話がございまして、私は重複を避けたいと思うのでありますが、まず最初に、沖縄の米対策については政府はどのような見解を持っておられるのかをお聞きしたい。

○政府委員(関谷俊作君) 沖縄の地域的な特性と申しますと、亜熱帯地域でございまして台風常襲地域であるというような特性から、御承知のように、作目につきましましてはサトウキビ、パイナップルを主要作物としまして、これに畜産、野菜も加えました非常に多様性のある農業が展開されていくわけでございまして、その中で稲作の状況は、これは先生よく御承知のことでございますが、年々面積が減少を続けておりまして、特に水田利用再

編対策におきましては、御承知のように、沖縄の場合はいわゆる割り当てをしておらないわけですが、これも、これが非常に減少しまして、特にその大部分がサトウキビにかわつておるというようなことでございまして、その地域的な条件もございまして、沖縄の農家の方々の作目選択という面から見てもなかなか稲作を伸ばしていくということは難しいのではないかと、かように考えております。もちろん、農家の意欲があり、また条件の合いますところでは稲作がございまして、基盤整備でございまして、いいものの品種を普及しますとか、それから栽培技術を沖縄に合ったものを普及していくとか、こういう対策等は進めていく、かような考えを持っております。

○喜屋武眞榮君 私が備蓄対策、安全性を特に重視しておりますのは、今おっしゃったように、もつと数字的に申し上げますと、沖縄県の米の自給率はたつた三％なのです。九七％は移入に頼つておるわけなのです。ですから、本土の備蓄米がどのような形で安全に、完全に備蓄されておるか、確保されておるか、このことがはつきりしませんという、これまた今までの安全性の問題という、危険、不安が起る可能性があるかもしれない、でありますから、そこをはつきり——他県の旨さんとも違うのはそこでありまして。

たつた三％、しかも、今おっしゃったように年々減少して、昭和四十年の需要量が十萬トン、四十六年が八萬三千トン、五十六年が七萬三千トンに對して、自給量は、四十年が二萬五千トン、そして五十六年が二千九百九十トンと、まさに十分の一に減少しておるわけなのです。ですから、こういう状態に對して、国は沖縄に對してどういう米作の考えを持っておるのか。また、移入に頼る米は、そのものが、備蓄そして安全に貯蔵された米でなければ安心して食べられないわけでありまして、そういうことを思うとこれはよき事ではない、こう思つてあえて聞くわけでありまして、その点ひとつ心配のないように十分裏づけをいただきたい、特に念頭に置いていただきたい。

それと関連しまして確認したいことがござい
ますが、最近、琉球大学の新城教授が多収米のす
ばらしい品種をつくり上げておられるのです。これに
対して政府はどのように理解しておられるか。ま
た、そのことに對して、これを全日本の米作の立
場からどのように考えておられるか、お聞きした
と思います。

○政府委員(橋本武雄) 超多収米の開発のため
には、一代雑種によります雑種強勢の利用という
ものが大変有効であろうという考え方は前からあ
るわけでございします。しかしながら、稲などの自
家受精作物といったものにおきましては、これま
で一代雑種の採種が大変困難でありましたため
に、その一代雑種利用というものがほとんど可能
性がないのではないかとこのように考えられてま
いりました。

こうした状況の中で、ただいまお話のありまし
た琉球大学の新城教授が細胞質雄性不稔系統の開
発とその利用によりまして稲の一代雑種品種の実
用化の端緒を開かれたわけでございまして、この
点につきましては私も深く敬意を表しておるわ
けでございします。農林水産省といたしましては、
現在超多収米の開発とその栽培技術の確立、そう
いったプロジェクト研究を進めておるわけでござ
いしますけれども、この中で新城教授の御協力をも
得ながら、同教授の開発された細胞質雄性不稔系
統といったものを利用した一代雑種品種の開発を
目下精力的に進めておる状況でございします。

○喜屋武眞榮君 ぜびこのすばらしい研究成果を
日本の稲作奨励のために、発展のために見守つ
て、また激励をして生かしていただきたいという
ことを要望いたしておきます。

次に、沖縄で今農業振興の面から困つておる、
これも他県に例のないことと思つておりますが、
実は遊休地が狭い沖縄の土地にいつぱいある。基
地も災いしておるわけですが、残つておる土地で
さえも遊休地が非常に率が高い。何とかしてこの
土地を国の力によって買い上げてもらつて、それ
を農業者に譲渡する、与えるということを考えて

もらえないかという、これは要望を兼ねての質問
であります。

といひますのは、この遊休地の面積が四千六百
二十九ヘクタールあるわけなのですが、それを分
析してみますと、農外資本、特に北部、八重山の
地域に多いのですが、全体の九〇%を占めておる
わけなのです。この地域が沖縄の復興の前後、海
洋博の前後にかけて、本土の土地ブローカーが乗
り込んでいつてどつきり買い占めて、今不毛の土
地にしておるわけなのです。

この遊休化した土地をさらに分析してみます
と、一年から五年以内遊休地としてほうつてある
五百三十六ヘクタール、約一・六%、それから
五年以上ほうつておるものが四千九十三ヘクタ
ール、実に八八・四%を占めておるのです。ほとん
どの遊休地が永年遊休地の形で放置されておるこ
うなことなのです。これを何とか生産の土地にし
たいというのが沖縄の農民、特に若者に強い要望
があるわけなのですが、個人の力ではどうにもな
らない。これを国のお手を煩わせてもらつて、ぜ
びひとつ手続上は国が買い上げて、それを農業者
に売り渡す、こういう方法で何とか生産の土地に
生かしていつてもらいたいということなのです
が、大臣、いかがでしょうか。

○政府委員(井上喜一君) 先生御指摘のような遊
休地があるということではございまして、我が方は
的確な数字は把握してないわけではございしま
す。そういう遊休地があるのは事実でございま
す。未墾地の形態のものもございしますし、今先生
が言われましたような既墾地の場合もあるよう
でございします。未墾地につきましては、農地法によ
ります買取規定はありますけれども、現在この規
定を適用いたしまして強制的に買取するというこ
とはとつておりません。それだけの必要性、緊急
性が乏しいということではございします。しかし、農
用地保有合理化法人というものがございします。沖
縄県におきましても農用地保有の公社がございま
す。この公社を通して既耕地なりあるいは未
墾地を買い入れまして、意欲のある農家にそれを

売り渡していくことをやつておりまして、
今後はこういう制度を積極的に活用いたしまして
対応していくことが望ましいのじやないか、この
ように考える次第でございします。

○委員長(谷川寛三君) 喜屋武さん、時間になり
ました。また次の機会に、時間が来ましたから。
○喜屋武眞榮君 十六分です。あと二分ある。
じや急ぎます。間違ひなくこう来ておりますか
ら。

今の件ですね、ちよつと即答は御無理かと思
いますが、ぜびひとつ研究していただいて、具体化
していただきたいということで、返事は要りませ
ん。

最後に、例の沖縄の松くい虫駆除の方法が……
○委員長(谷川寛三君) 喜屋武さん、時間になり
ましたから。

○喜屋武眞榮君 二通りの賛否両論がありまし
て、やれと、やめてくれと両論ありますが、それ
に対する具体的な見解をお願いをしまして、時間
ですので終わります。ぜびそれをお答えくださ
い。

○政府委員(角道謙一君) 松くい虫駆除につきま
しては、沖縄県におきまして琉球松の重要性にかん
がみまして、私どもは空中散布の方法によりまし
て特別防除いたしておりますが、この際にはよく
環境関係の部局とも連絡をとり、また地元住民の
意見も聞きまして、現在貴重な原生動物植物の生息
地であるとか、学校、病院等の周辺は避けると
か、あるいは水田地を除外するというような万全
の注意を払いながら環境保全に注意をしていろ
うでございまして、特に沖縄におきまして琉球松
の重要性からは、松くい虫を避けるためにはやは
り空中散布は絶対必要だというように考えており
まして、関係住民の方々の意見も十分聞きながら
実施しておるという状況でございします。

○委員長(谷川寛三君) 本件に対する質疑は本日
はこの程度といたします。

○委員長(谷川寛三君) 次に、昭和四十四年度以

後における農林漁業団体職員共済組合からの年金
の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律
案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を趣取いたします。山
村農林水産大臣。

○国務大臣(山村新治郎君) 昭和四十四年度以後
における農林漁業団体職員共済組合からの年金の
額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
につきまして、その提案の理由及び主要な内容を
御説明申し上げます。

この法律案は、農林漁業団体職員共済組合によ
る給付に關し、恩給制度、国家公務員等共済組合
制度その他の共済組合制度の改正に準じて、既裁
定年金の額の引き上げ等による給付水準の引き上
げ等を行うとするものであります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御
説明申し上げます。

第一は、既裁定年金の額の引き上げでありま
す。これは、退職年金等の年金額の算定の基礎と
なつた平均標準給与を、昭和五十八年度の国家公
務員の給与の上昇率を基準として引き上げること
により、年金額の増額を行うとするものであり
ます。

第二は、退職年金等についての最低保障額の引
き上げであります。これは、恩給制度の改善に準
じ、退職年金、遺族年金等に係る最低保障額を引
き上げようとするものであります。

第三は、掛金及び給付の額の算定の基礎となる
標準給与の月額の下限及び上限の引き上げであり
ます。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容
であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決い
ただきますようお願い申し上げます。

○委員長(谷川寛三君) 以上で趣旨説明は終わ
りました。
次に、補足説明を聴取いたします。後藤経済局
長。

○政府委員(後藤康夫君) 昭和四十四年度以後に

おける農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を補足して御説明申し上げます。

この法律案を提出いたしました理由につきましては、既に提案理由において申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

第一は、既裁定年金の額の引き上げであります。これは、昭和五十八年三月三十一日以前に給付事由が生じた退職年金、減額退職年金、障害年金、遺族年金、通算退職年金及び通算遺族年金につきまして、その年金額の算定の基礎となつた平均標準給与を、昭和五十八年度の国家公務員の給与の上昇率、平均二・〇%を基準として、旧法組合員期間に係るものについては昭和五十九年三月分から、新法組合員期間に係るものについては同年四月分から引き上げようとするものであります。

第二は、最低保障額の引き上げであります。これは、退職年金、障害年金及び遺族年金につきまして、年齢及び組合員期間の区分に応じ、その最低保障額を昭和五十九年三月分から引き上げるとともに、遺族年金については同年八月分からさらに引き上げようとするものであります。

例えば、六十五歳以上の者の退職年金の最低保障額については、昭和五十九年三月分以後七十九万二百円から八十万六千八百円に引き上げることとしております。

第三は、標準給与の下限及び上限の引き上げであります。これは、掛金及び給付の額の算定の基礎となる標準給与の月額につきまして、その下限を農林漁業団体職員の給与の実態等を考慮して七万五千円から七万七千円に引き上げるとともに、その上限を国家公務員等共済組合制度に準じて四十四万円から四十五万円に引き上げようとするものであります。

このほか、所要の規定の整備を図ることとしております。

以上をもちましてこの法律案の提案理由の補足説明を終わります。
○委員長(谷川寛三君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時二十二分散会

昭和五十九年七月二十七日印刷

昭和五十九年七月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局